

# 波佐見町景観計画

平成27年8月





## ごあいさつ

波佐見町は、日本の棚田百選に選ばれた「鬼木棚田」等の四季折々の表情が美しい自然に囲まれ、また400年の歴史と伝統を誇る「やきものの町」として由緒ある歴史的資源や、人々が育んできた文化的資源など、豊かな景観資産に恵まれています。これらの資産は一朝一夕に出来るものではなく、このまちを愛する先人たちが脈々と受け継いできた町民共有の財産です。

本町の景観形成においては、これらの多様で独自性の高い景観を守りながら、現代の暮らしと共存を図り、

“やきもの”や“農業”とその背後にある“営み”を未来につなぐことが必要です。

そして、それらを町民の皆様が誇りに感じ、来訪された方々には「また訪れたい」と感じさせるような魅力ある景観を、守り、つくり、育てていくことが求められています。

このたび、本町では良好な景観の保全や形成などを進める施策を景観法に基づいて展開していくため、平成24年4月に「景観行政団体」となり、町民アンケート調査・パブリックコメントや関係機関の御協力を得て、「波佐見町景観計画」を策定いたしました。

この計画を策定したことにより、本町は景観の形成に関する新たなスタートラインを踏み出したこととなります。

今後はこの計画に掲げた「やきものと農業の営みを未来につなぐ景観づくり」を基本理念として、より一層、本町のさらなる発展を目指して努力してまいりますので、今後とも町民皆様の御理解と御協力を賜りますよう御願ひ申し上げます。

最後となりましたが、貴重な御意見や御提言をいただきました町民の皆様、波佐見町景観計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました皆様に心から厚く感謝申し上げます。



平成27年 8月

波佐見町長 一 瀬 政 太

# 波佐見町景観計画 目 次

第1章 景観計画について	1
1. 景観計画の目的	
2. 景観計画の位置づけ	
3. 計画の体系	
第2章 波佐見町の景観の特性と課題	4
1. 景観とは	
2. 波佐見町における景観の現況	
(1) 波佐見町の概要	
(2) 上位関連計画における景観形成の位置づけ	
(3) 波佐見町のこれまでの景観形成に関わる取り組み	
(4) 波佐見町における関連法規制等	
(5) 町民意識における景観の現況（アンケート結果）	
3. 波佐見町の景観構造と特性	
(1) 自然的景観	
(2) 窯業の景観	
(3) 歴史的景観	
(4) まち並み景観	
(5) 眺望景観	
4. 景観形成における課題	
第3章 景観計画区域の設定	35
1. 区域設定の考え方	
2. 一般景観計画区域の設定	
3. 重点景観計画区域の設定	
(1) 鬼木棚田重点景観計画区域（案）	
(2) 陶郷中尾山重点景観計画区域（案）	
(3) 宿郷重点景観計画区域（案）	
(4) 西ノ原重点景観計画区域（案）	
第4章 良好な景観の形成に関する方針	38
1. 基本理念	
2. 基本方針	
3. 景観形成方針図	
(1) ゾーンごとの景観形成方針	
(2) 景観軸ごとの景観形成方針	

第5章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	44
1.	一般景観計画区域における行為の制限	
(1)	町全域【一般基準】における届出対象行為	
(2)	一般景観計画区域において届出の対象外となる行為(景観法第16条第7項関係)	
(3)	一般景観計画区域における景観形成基準	
2.	届出の流れ	
第6章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	49
1.	景観重要建造物の指定に関する事項	
2.	景観重要樹木の指定に関する事項	
第7章	景観重要公共施設の整備に関する事項	50
1.	基本的な考え方	
2.	景観重要公共施設の対象	
3.	指定の方針	
第8章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	51
第9章	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	52
第10章	景観形成のための実現化方策	53
1.	町民・事業者・町の役割	
2.	推進方策	
3.	推進体制	



# 第1章 景観計画について

## 1. 景観計画の目的

波佐見町は、山林に囲まれた盆地でありながら、やきものの町として400年の歴史や、波佐見川（川棚川）※沿いの水田、山間部の棚田や茶畑など、のどかな田園風景を有しており、人が自然とともに生き、暮らしの中に歴史や文化、窯業や農業による営みが息づいています。

窯業に関連する文化財や、中尾郷の窯業のまち並み、宿郷の酒蔵をはじめとする歴史的建造物など、歴史・文化のある資源やまち並みが多く存在し、波佐見焼という日常食器の文化を展開する産業の景観が受け継がれています。

これらの重要な景観を構成する要素を後世に残すためには、町民・事業者・行政がその魅力に気づき、協働で守り育てることが必要となります。そこで、本計画は、新たな波佐見町における総合的な景観形成を図ることを目的として策定するものとし、景観に関する町民の意向・意識を十分に理解し、町民・事業者・行政が協働で波佐見町の景観を形成していくための「波佐見町景観条例\*」を制定します。

※正式名称は「川棚川」ですが、本計画では江戸期から波佐見で使われていた「波佐見川」の名称を使用します。

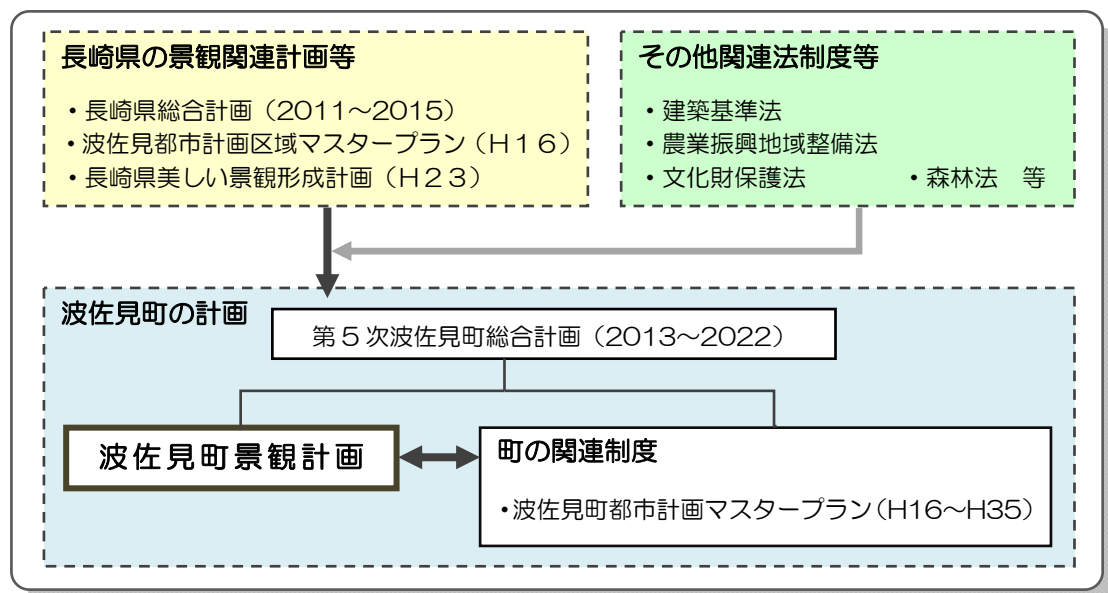
## 2. 景観計画の位置づけ

景観計画\*の主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。町民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「波佐見町らしい景観」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くする取り組みを実践できる計画となることが大切です。

今回の景観計画の策定にあたっては、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画と位置づけることとなります。

本計画は、景観法\*第8条に基づく景観計画として策定し、長崎県が策定した「長崎県美しい景観形成計画」との整合・調整を図るとともに、町や県の関連分野の計画や法制度等との連携・調整を図ります。

さらに、法定計画のみの策定に留まることなく、「景観まちづくり」を総合的に推進するための計画（マスタープラン）とすることが重要です。



### 3. 計画の体系

景観は、その地域の自然や歴史・文化のうえに人々の営みを通じて形成されるものであり、景観法は、地域特性に応じた柔軟な運用が可能な制度でもあります。

景観法には5つの基本理念が掲げられています。

#### 景観法の基本理念

##### 基本理念

1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恩恵を受けられるよう整備・保全が図られなければならない。

##### 基本理念

2

良好な景観は、適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動とが調和した土地利用となることにより、その整備・保全が図られなければならない。

##### 基本理念

3

良好な景観は、地域の特性と強く関連するものであることから、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の発展につながるよう、多様な形成が図られなければならない。

##### 基本理念

4

良好な景観は、地域の活性化の手助けとなるよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

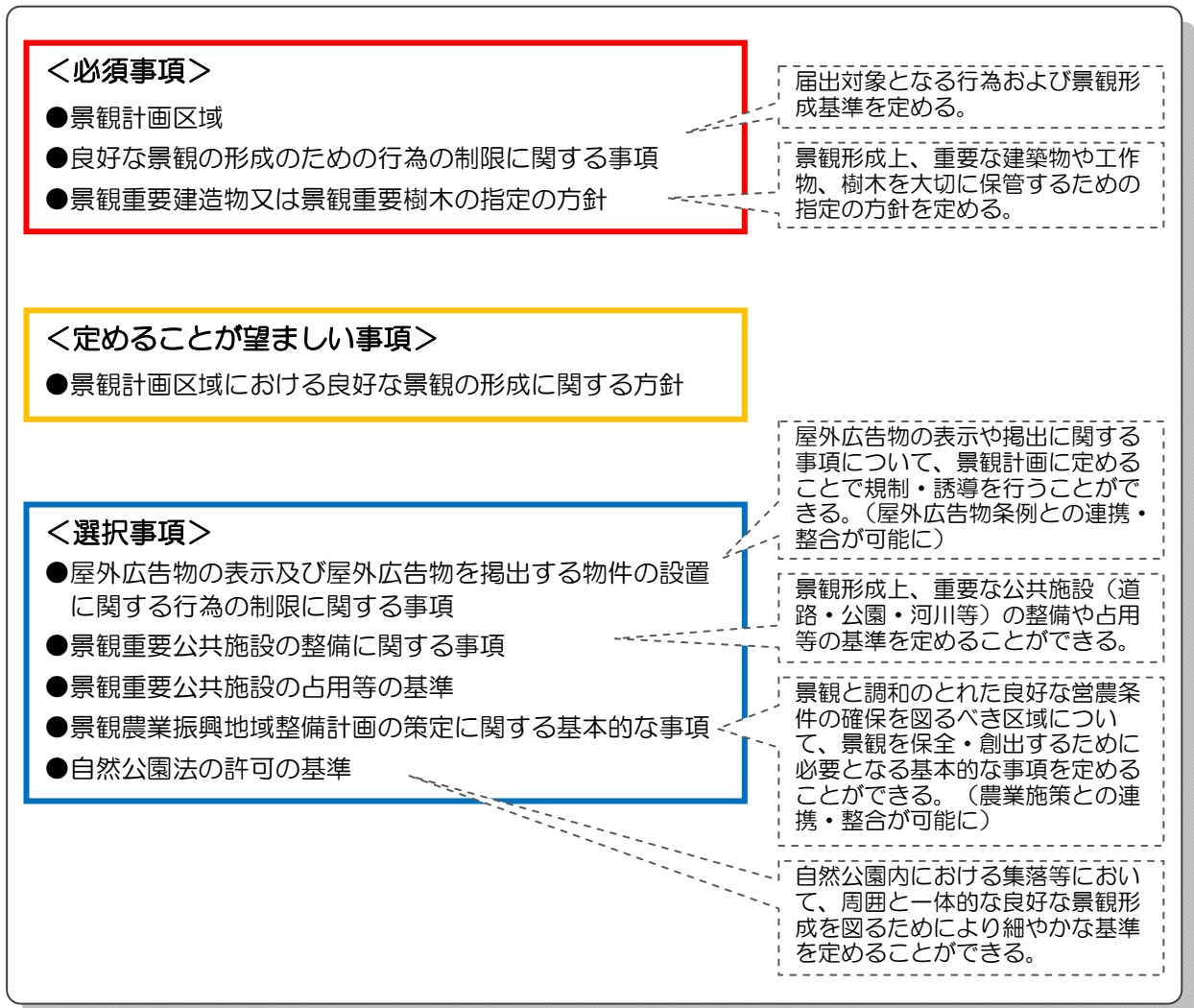
##### 基本理念

5

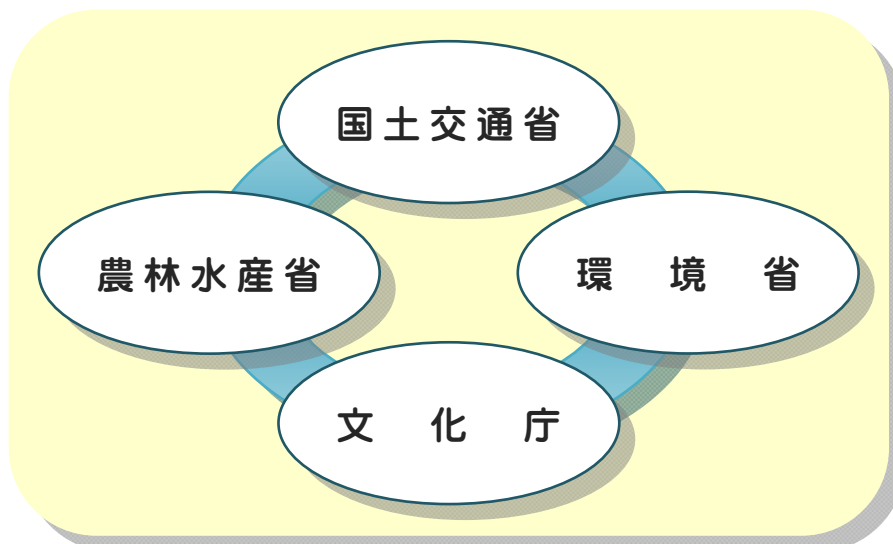
良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することだけでなく、新たに良好な景観を創出することを含み行われなければならない。



景観計画は景観法に基づき、景観計画で定める事項として『必須事項』と『選択事項』があります。制度上、複数の“景観計画”と“景観計画区域\*”を設定することができます。



また、景観計画は各省庁が横断的に管轄している計画であり、複合的な景観まちづくりへの支援を受けることができます。



## 第2章 波佐見町の景観の特性と課題

### 1. 景観とは

景観とは、山や川、農地といった自然物や建物や道路等、目に見えるものだけでなく、その場所やまちから感じられるすべてのものを含めます。

それらは、そこで人々の生活や営み、歴史や文化といったものの積み重ねで形成されていくものです。住宅、公園、道路、それらを取り囲む山林、川、農地等の自然的環境とそのうえで行われる生活の様子などすべてが波佐見町の景観を特徴づけるものであり、それらは地域固有の財産として次世代に継承していくべきものです。

### 2. 波佐見町における景観の現況

#### (1) 波佐見町の概要

##### ①波佐見町の地理的特性と地勢的特性

波佐見町は周囲を山林に囲まれた盆地の形状となっており、長崎市からは約 45km、佐世保市からは約 15km に位置し、長崎県と佐賀県の県境にあります。

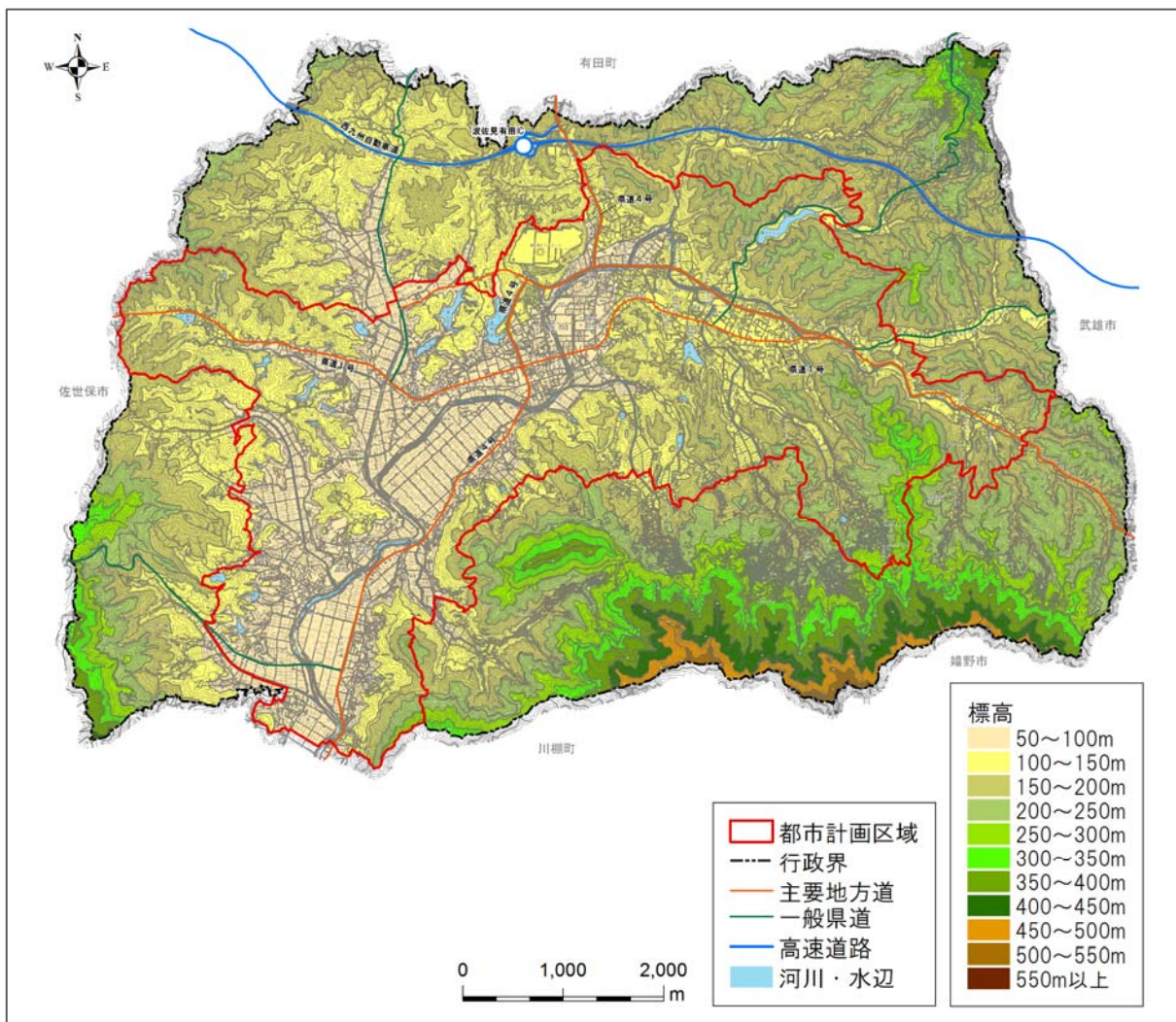
やや東西に長く、南北約 7km、東西約 10.5km、総面積 56.00km<sup>2</sup>、県内自治体では唯一海に接しておらず、内陸型の気候を有しています。

鉄道はなく、町の北側を西九州自動車道が通過し、波佐見・有田インターチェンジによるアクセス\*が可能です。



■位置図

地質は、第三期層丘陵と石英粗面岩類の山地がいたるところに散在起伏し、沖積層平坦部がその間に入りこみ複雑な地形をなしています。虚空蔵山系を南に、東北を神六山系に、西を弘法岳山系の100～500mの山々が起伏しています。町の中央を東北から南南西へ流れる波佐見川は、川棚町を経て大村湾に注いでいます。これに沿って、折敷瀬、宿、田ノ頭、岳辺田、平野地区が平坦部を形成し、やや密集した集落が連なり、水田が耕されています。山林は、傾斜地に拓かれた畑地帯から山頂に達して、町全体を囲み森林資源地帯を形成しています。



■地形図

## ②歴史

波佐見町は、1592年からの秀吉の朝鮮出兵をきっかけとし、大村藩主の大村喜前<sup>よしあき</sup>が朝鮮の陶工を伴って帰朝したことにより、やきものの町として400年の歴史を有しています。波佐見の窯業は山間の狭い谷間に集まり、河川の水力を活用し四皿山（皿山、永尾、三股、中尾）にて営まれてきました。

また、江戸初期からの新田開発により、波佐見川流域において、大村藩一の広さと美田を誇り、農業が発展してきました。

明治後半から、少しずつ平野部へ下る窯元が現れ、戦後の日本の高度成長期に入ると、波佐見焼の生産は飛躍的に伸び、大量生産のための設備の近代化や、輸送手段が自動車に変わったことなどを理由に、窯元は積極的に平野部へ進出しました。

西暦	波佐見の出来事	参考
710頃	行基が金谷山東前寺を建てたと伝えられる。	飛鳥時代
742	金屋神社が建てられたと伝えられる。	奈良時代
1177頃	鹿山神社が建てられたと伝えられる。源為朝の八島の大蛇退治の伝説がある。	平安時代
1281頃	波佐見氏の名が武士団の中にある。	鎌倉時代
1551	幸天三所大明神を彼杵より金谷山に遷座。	
1579	渋江公師、長島より波佐見の岳ノ山城へ移る。	
1582	原マルチノなど少年使節ローマへ長崎より出発する。	
1585	少年使節ローマへ着き、ローマ法王を訪問する。	1587 秀吉禁教令
1590	少年使節長崎へ帰る。	
1592	文禄の役、秀吉の命に従い朝鮮に大村喜前、兵を出す。	
1597	慶長の役、秀吉の命に従い朝鮮に大村喜前、兵を出す。	
1598	大村喜前、朝鮮人陶工（李祐慶）を伴ってもどる。僧明了、金山安楽房を建てる。	
1599	波佐見焼が始まったといわれている。永尾の陶山神社の玉垣に「慶長4年・・・」と彫られている。	1600 関ヶ原の戦
1605	喜前、東前寺を再建。	江戸時代
1612	大村藩内で総検地が行われる。	キリシタン禁令
1616	東島久兵衛、三股に新登窯 <sup>*</sup> を開く。	
1624	大村藩、キリシタン禁制を行う。	1626 長崎で踏絵
1644	中尾山に新たに陶磁窯を開く。	
1661	中尾山に下登窯を開く。	
1665	大村藩、三股に皿山役所を設ける。	
1666	永尾皿山おこる。	
1667	稗木場皿山おこる。	
1668	福田代助が水唐臼を始める。	
1682	内海銅山を開く。	
1685	幸天三所大明神（波佐美神社）を現在地へ遷す。松尾儀右衛門、中尾に大新登窯を築く。	

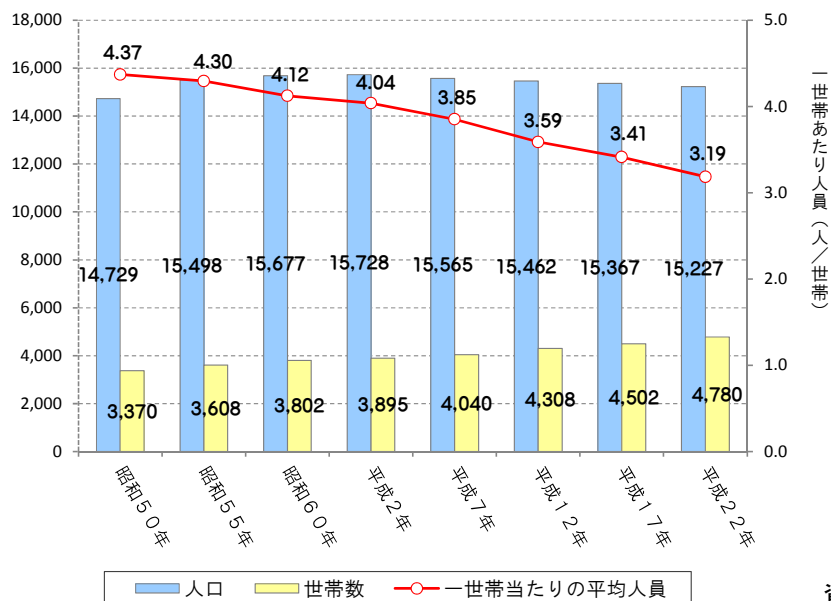
西暦	波佐見の出来事	参考
1732 頃	皿山の人形浄瑠璃が始まる。	享保の大飢饉
1742	三領石を建て、佐賀領・平戸領・大村領の境を決める。	
1870	神仏分離令により東前寺が廃寺となる。三股の皿山役所が廃止される。藩制改革により波佐見村は、上・下の二村になる。	
1870 頃	波佐見地方に飢饉が起こる。	大村藩が大村県となる。
1871	上波佐見村に波佐見小学校が開校する。	大村県が長崎県となる。
1878	東彼杵郡制が始まる。	
1879	東前寺が再興される。	
1897	波佐見金山の採掘が始まる。	
1902	陶磁器意匠伝習所を中尾に開設する。稗木場陶磁器意匠伝習所を皿山に開設する。	1904 日露戦争
1912	石炭窯の使用が始まる。	
1914	波佐見金山が閉山する。	
1930	県窯業指導所ができる。	
1934	上波佐見村が上波佐見町になる。	
1945	金山坑道跡に大村空廠の分散工場ができる。	長崎原爆、終戦
1952	中尾郷の大水害。	
1956	上波佐見町・下波佐見村が合併し波佐見町となる。	国際連合加盟
1959	波佐見陶器市が始まる。	
1960	中山郷の一部、川棚町へ編入。	1964 東海道新幹線開通・東京オリンピック開催
1972	野々川ダムが完成する。	
1978	波佐見焼が「伝統工芸品」の産地に指定される。	
1984	陶芸の館が完成。	
1988	西九州自動車道 波佐見・有田インターチェンジ供用開始。	
1996	中尾陶芸の里 交流館、伝習館が完成。 「世界焔の博覧会」が開かれ、本町はサテライト会場となる。	
1999	「鬼木棚田」が日本の棚田百選に選定される。	
2000	「肥前波佐見陶磁器窯跡」が国指定史跡となる。 「鬼木棚田まつり」が始まる。	
2010	「旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂」が国登録有形文化財となる。	

### ③人口

本町の人口は、平成2年に15,728人とピークを迎えた後、ゆるやかな減少傾向を示しており、平成22年の国勢調査では15,227人となっています。こうした人口の減少は、転出者が転入者を上回ることや出生数の減少傾向が続いていることに起因しています。

また、人口の減少傾向が続く一方、世帯数は増加傾向にあるため、一世帯あたり人員は減少し続けており、核家族化の進行がうかがえます。

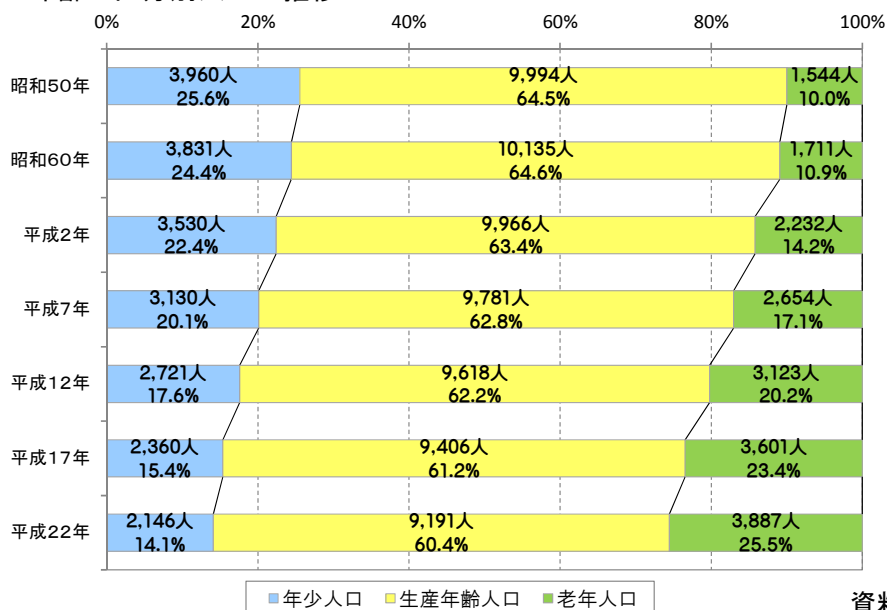
■人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

年齢構造をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少傾向にあります。一方、老年人口（65歳以上）は年々増加しており、平成12年には老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回り、少子・高齢化\*の進行がうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

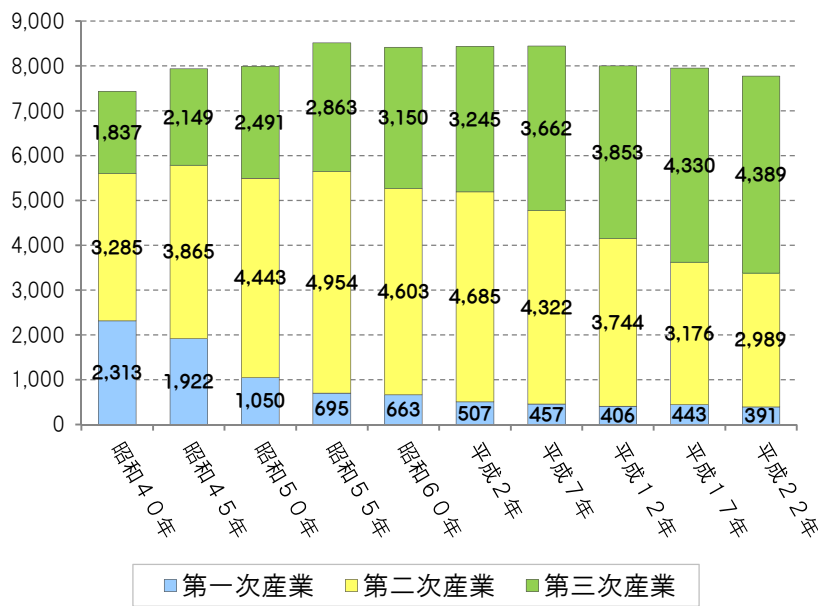
#### ④産業

就業人口は、昭和 55 年の 8,512 人をピークに、ゆるやかに減少しています。

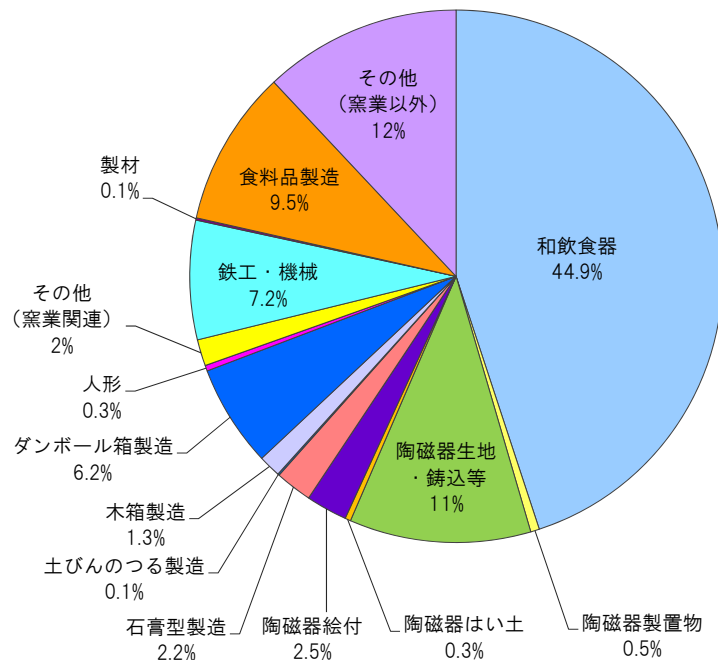
産業別就業人口比率をみると、第一次産業、第二次産業は減少傾向にあります。第一次産業は大きく減少していましたが、平成 17 年には一旦増加に転じるものの、平成 22 年には再び減少しています。

一方、社会経済情勢の変化に伴って第三次産業の割合は年々増加傾向にあり、平成 12 年に第二次産業を上回りましたが、依然として第二次産業の割合は高いと言えます。町の就業人口のうち、約 4 割が窯業関係に従事しています。また、大企業の進出によって若手労働者が増加しています。

■産業別就業人口の割合



■工業の内容（平成 20 年）



## ⑤窯業（波佐見焼）

今から約400年前、波佐見町村木の畑ノ原、<sup>ふるきらや</sup>古血屋、<sup>やまにた</sup>山似田の3か所に階段状連房式登窯を築き、やきものづくりを始めたのが、波佐見焼の始まりです。

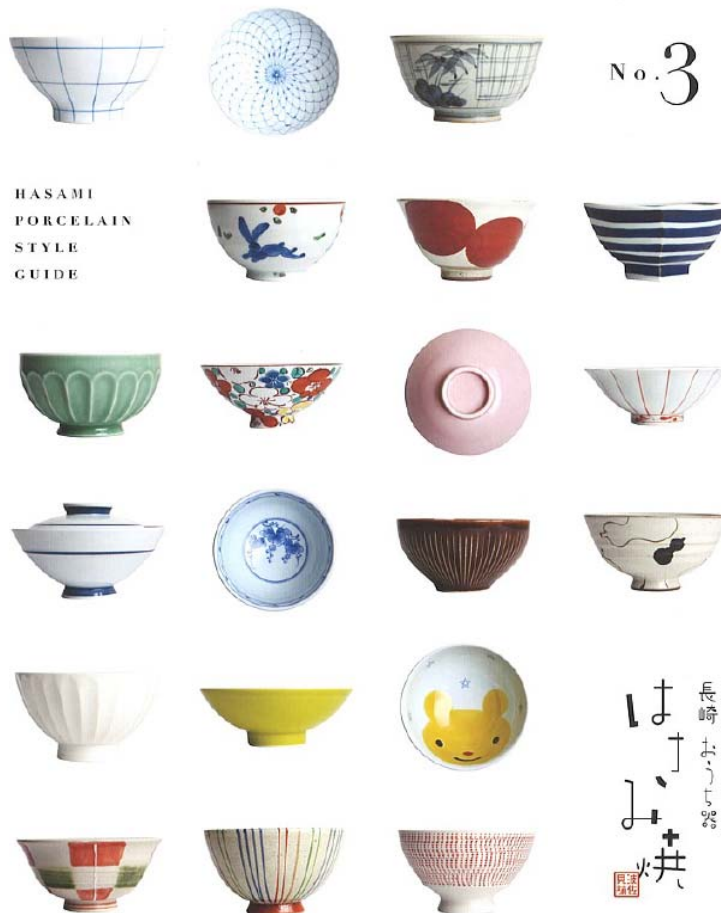
波佐見焼といえば、染付と青磁が中心ですが、初めは施釉陶器を生産しており、その後、村内で磁器の原料が発見され、しだいに染付と青磁を中心とする磁器へ移行し、大村藩の保護を受け、江戸後期には生産量が日本一になり、波佐見は陶磁器の大生産地に発展しました。

大村藩は三股に皿山役所を設置し、磁器の生産に力を入れ、製造されるほとんどは日常食器で、唐草模様等を筆で描いた「くらわんか碗」と呼ばれた丈夫で壊れにくい、厚手で素朴な製品は波佐見焼の代表になりました。また、醤油や酒用ボトルとして使用され、「コンプラ瓶」として長崎出島から海外へ輸出されていました。

波佐見焼は巨大な連房式登窯で生産をし、手頃な価格で全国へ、また、海外へと販路を広げ、レンガ造りによる登窯が、谷あいの集落にあちらこちらと築かれました。

最近まで有田焼として販売されていましたが、現在は“波佐見陶器まつり”を行い、東京にて行われている“テーブルウェア・フェスティバル”に毎年出展するなど、波佐見焼ブランドを広くPRし、デザイン性の高い日常食器の商品化も行われています。

# HASAMI

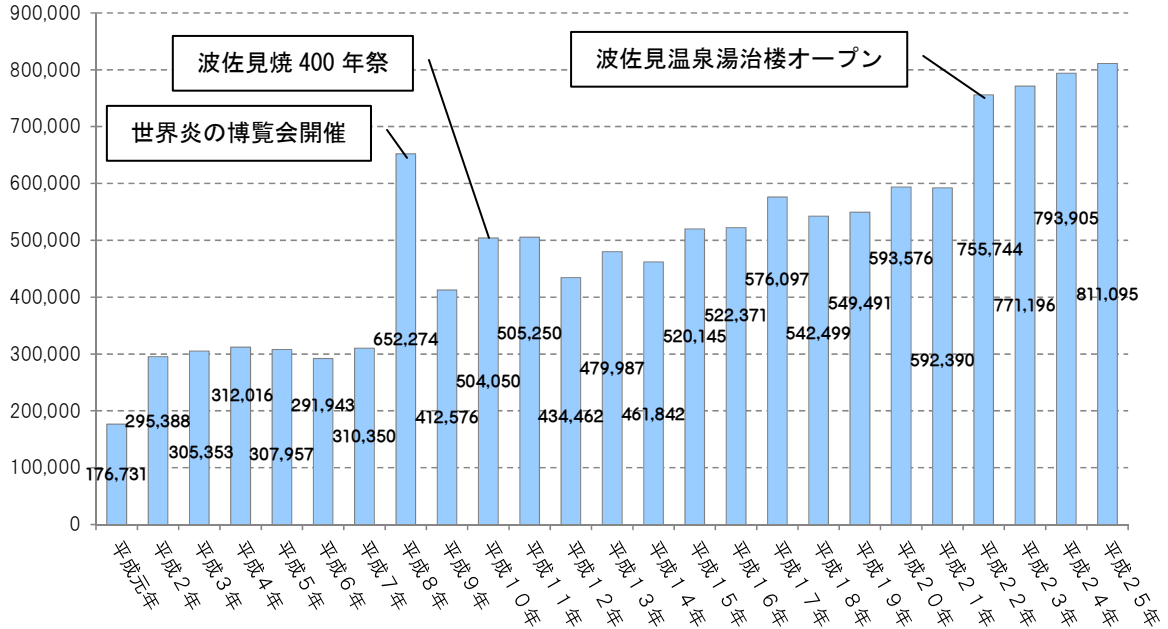




## ⑥観光

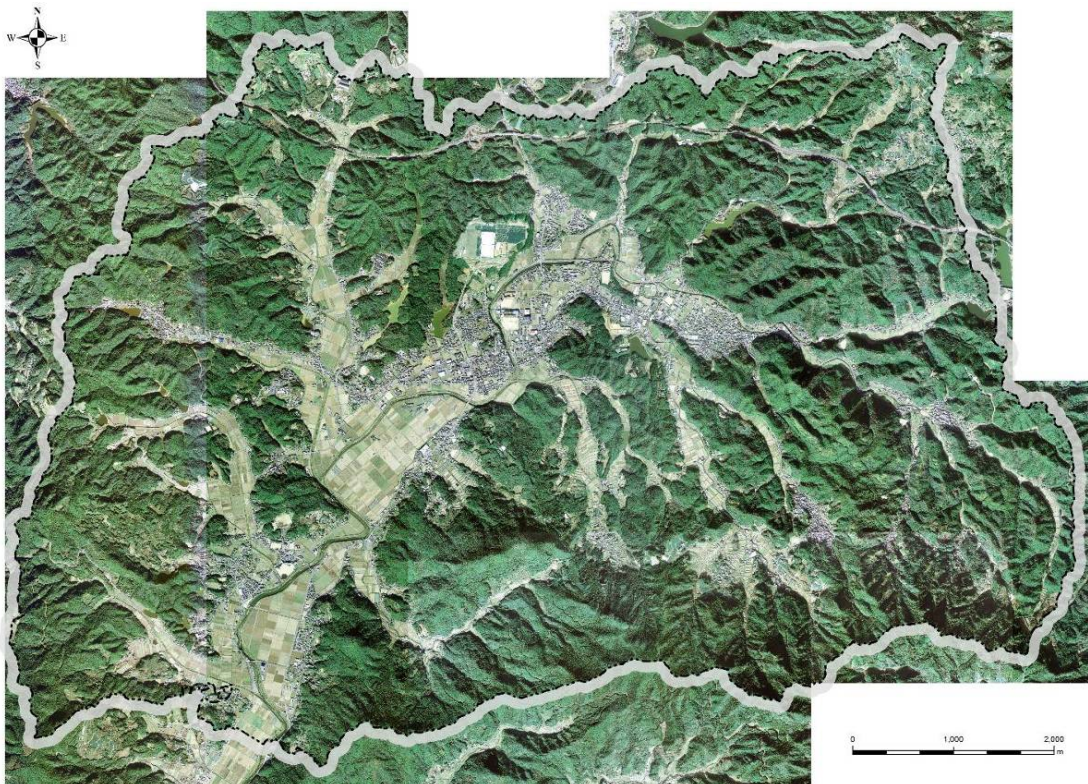
本町を訪れる観光客は年々増加しており、近年では、ゴールデンウィークに開催される“波佐見陶器まつり”期間中に、30万人もの観光客が訪れています。

■年間観光客数



## ⑦土地利用

本町の土地利用は、約7割の森林、約2割の農地、約1割の宅地で構成されており、周囲を山林に囲まれ、東から南西部に流れる波佐見川の流域に、市街地や集落が形成され、平野部には圃場整備\*が行われた水田が広がっています。



■波佐見町全域の航空写真

## (2) 上位・関連計画における景観形成の位置づけ

長崎県総合計画、波佐見町総合計画や関連計画の内容には、景観形成に関する課題や目標等が読み取れることが多く記載されており、それらを以下のように整理します。

### 長崎県の景観関連計画

#### 《長崎県総合計画》 ■策定期間：2011年～2015年（平成23年～27年）

##### ●基本理念

○人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県づくり

「人」が互いに支えあいながら安心して幸せに日々の暮らしを送り、産業を支え、地域で活発に活動することによって、「産業」や「地域」に活気があふれ、日本や世界の中で輝く長崎県の実現をめざす

##### ●しまは日本の宝戦略～しまの多様性を活かす～

○基本方針

- ・自律的発展の基礎と不利条件の解消
- ・医療等の確保による生活の安定と離島の特性に応じた産業の活性化
- ・しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組

#### 《波佐見都市計画区域マスタープラン》 ■策定期間：平成16年5月

##### ●都市づくりの基本理念

○都市づくりの基本理念

- ・「波佐見焼」を活かした活力あふれる都市づくり
- ・都市的な生活利便性が高く、快適に定住できる都市づくり
- ・「豊かな緑と水」を守り、田園風景と調和した都市づくり

○地区ごとの市街地像

・宿地区及び舞相地区

本都市計画区域の中心市街地であり、町役場や銀行、郵便局、総合文化会館、小売店舗などが立地している。住民の日常生活を支える生活交流の拠点として魅力ある市街地形成を図る。

・やきもの公園周辺地区

窯業関連施設や小売店舗などが立地し、やきもの公園が整備されている地区である。また、西ノ原土地区画整理事業により、良好な都市環境が形成されつつある。

やきもの公園を活用した窯業・観光の拠点としての市街地形成を図る。

・中尾集落地区

国指定史跡である中尾上登窯跡などが存在する地区であり、周辺には豊かな自然が広がるとともに、煙突のある窯元工場と住宅が混在した特徴ある地区である。住民の日常生活の場として、また、産業振興の一端を担う地区として、地区特有の風情を残しながら市街地環境の形成を図る。

#### 《長崎県美しい景観形成計画》 ■策定期間：平成23年4月

##### ●良好な景観形成の基本目標

○美しい長崎・景観宣言

- ① 蒼い海と火山の自然景観の保全
- ② 海外交流や日本近代化の歴史を示す重層的な文化景観の保全
- ③ 生活文化や地域への愛着がにじみ出る景観の育成
- ④ 代表的な景観を巡って楽しめる周遊景観の構築
- ⑤ 景観づくりを支える担い手づくり

《第5次波佐見町総合計画》 ■策定期間：2013年～2022年（平成25年～34年）

●将来像

“人と心が かよいあう 陶磁と緑のまち 波佐見”

●まちづくりの基本目標

1. 快適で住み良いまちづくり

緑豊かな自然と、十分調和した快適で住み良い住環境が構築されたまちをめざします。

2. 働く喜びをもてるまちづくり

農業と窯業を基本にした地場産業の育成や、異業種間の連携を図り、活気とにぎわいのある産業のまちをめざします。

3. 人に優しい福祉のまちづくり

福祉と保健、医療の連携のもと町民が相互に助け合うことができる福祉のまちの実現をめざします。

4. 豊かな心を育むまちづくり

誰もが生涯にわたり、あらゆる学習機会や、文化・スポーツ活動を通じて、お互いの人権や価値観を尊重し、豊かな心を育むことができるまちをめざします。

5. 安心・安全なまちづくり

町民の命や財産を災害、犯罪などから守り、生涯を通じて安全に生活できると共に、生活環境基盤の整った安心して暮らせるまちをめざします。

6. 人が交わるまちづくり

人との交流を推進するとともに、町民の自主的な活動を促進し、行政と町民が一体となった町をめざします。

7. 健全で効率的なまちづくり

効率的で効果的な行政と健全な財政運営をめざします。

《波佐見町都市計画マスタープラン》 ■策定期間：平成16年10月

●まちづくりの基本理念

“歴史と自然と協働を育むまちづくり”

●基本理念の目標

イ：歴史によって培われた文化と伝統を継承する

ロ：取り巻く自然を保全及び整備して後世に残す

ハ：これまでに整備した施設等を維持するとともに、より良く利用する

ニ：住民相互及び住民と行政の協働ルールを構築し、楽しい居住環境を作る

ホ：情報基盤の整備により、豊かな生活の実現を図る

ヘ：安全で安心した生活が送れるまちを作る

●景観の方針

自然：自然景観は町民全体の昔ながらの財産であり、次の世代に渡すことができるように維持・保全を図ります。

人工物：本町の特性であるやきもの産業にかかわる施設や歴史的施設は、本町の歴史的景観を形成しているものであるため、修復等もふまえて積極的に保全します。

(3) 波佐見町のこれまでの景観形成に関わる取り組み

波佐見町はこれまでに以下のような、景観に関わる取り組みを行ってきました。

平成元～14年度	桜つつみロード、河川公園（稗ノ尾河川公園）整備
平成4年度	地域住宅計画（HOPE計画）策定
平成5～7年度	中尾陶芸の里づくり事業（遊歩道・広場整備、地域交流館・工房・宿泊施設建設）
平成6年度	波佐見町景観形成マスタープラン策定
平成7年	やきもの公園完成（野外博物館 世界の窯 12基復元）
平成9年～継続中	西ノ原土地区画整理事業
平成13年度	鴻ノ巣公園完成
平成13、14年度	国指定史跡 肥前波佐見陶磁器窯跡 保存管理計画策定
平成15、16年度	国指定史跡 肥前波佐見陶磁器窯跡 保存整備基本計画策定
平成16年度	「波佐見町都市計画マスタープラン」策定
	水辺の楽校、シーボルトの川づくり塾
	長崎県まちづくり景観資産の指定開始
平成24年度	景観行政団体*への移行
平成25年度	「波佐見町景観計画」策定に着手（アンケート実施）
平成26年度	「波佐見町景観計画」完成予定
平成27年度	「波佐見町景観条例」公布、施行予定

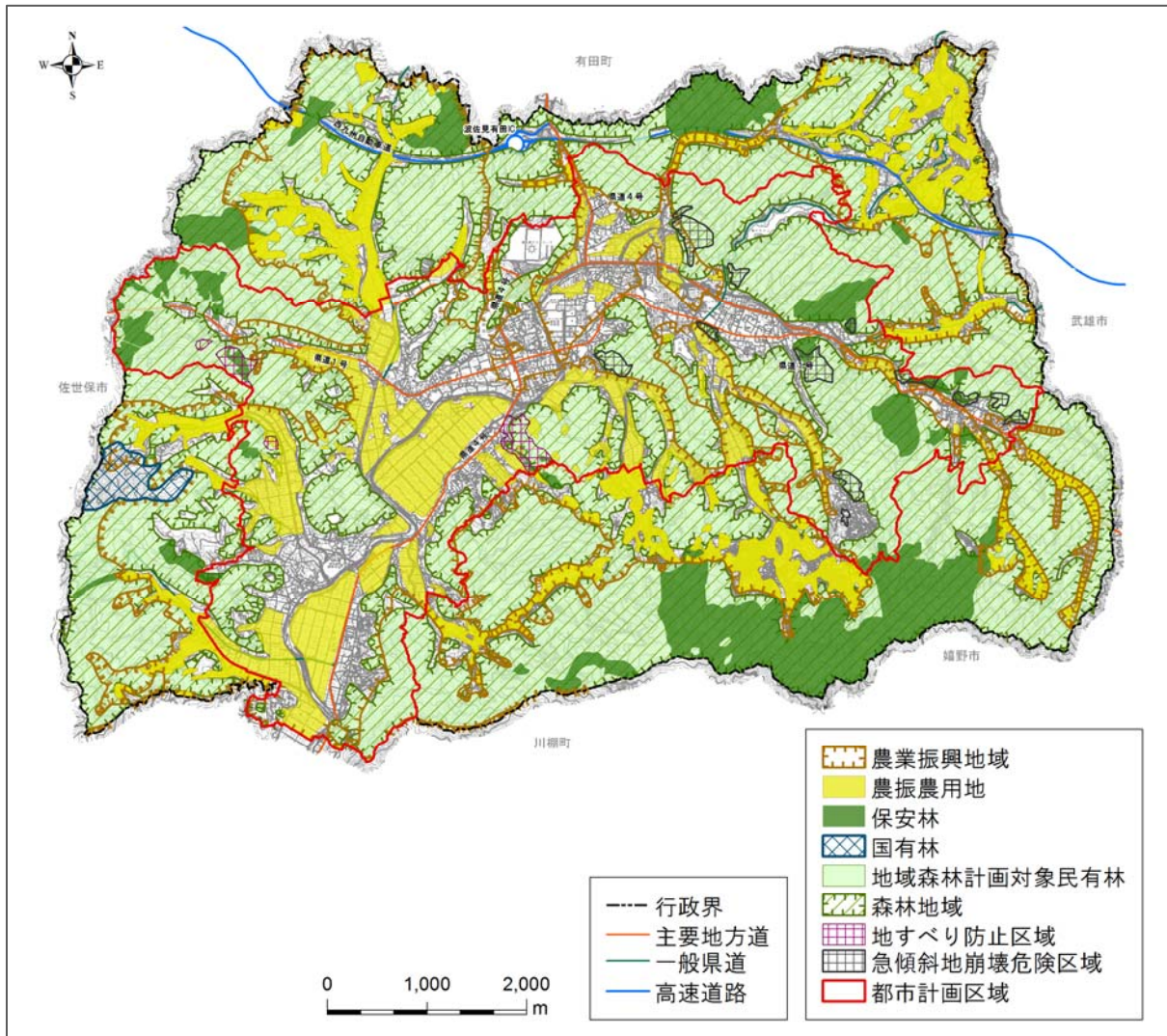


やきもの公園（野外博物館 世界の窯 復元）

#### (4) 波佐見町における関連法規制等

波佐見町の市街地を中心として、都市計画区域が指定されており、また農地を中心として農業振興地域や農用地が指定されています。町の周囲の山林には、保安林や国有林があり森林地域の指定があります。

波佐見町ではこのような関連法による法規制が行われています。



■法規制図

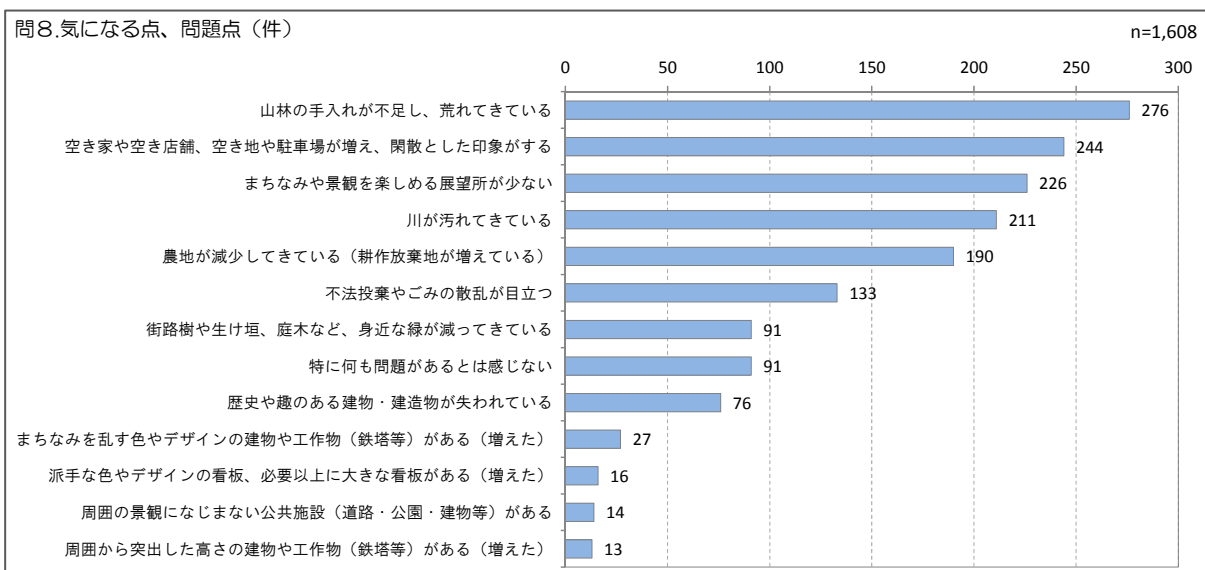
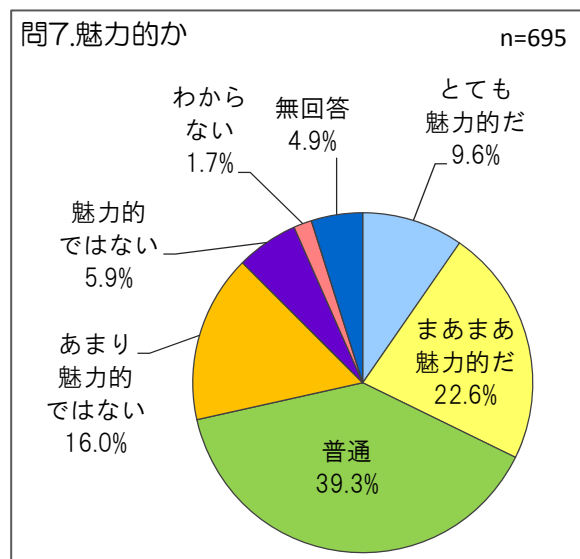
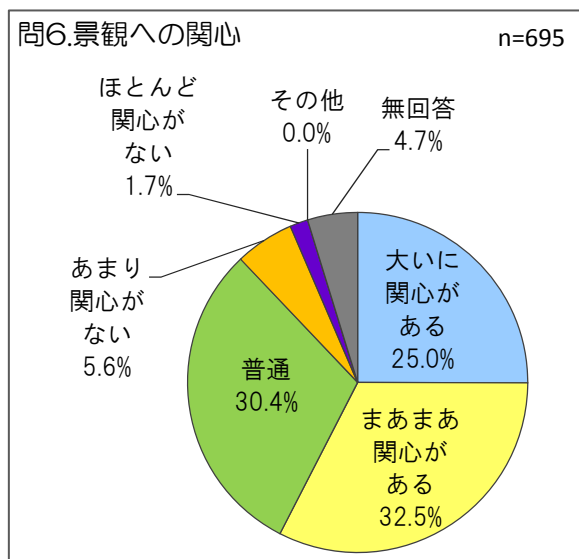
(5) 町民意識における景観の現況（アンケート結果）

波佐見町の景観に関する町民意識のアンケート調査を平成25年10月に行いました。その結果については下記の通りです。

- 配布数 1,500 件
- 有効回答数 695 件
- 回答率 46.3%

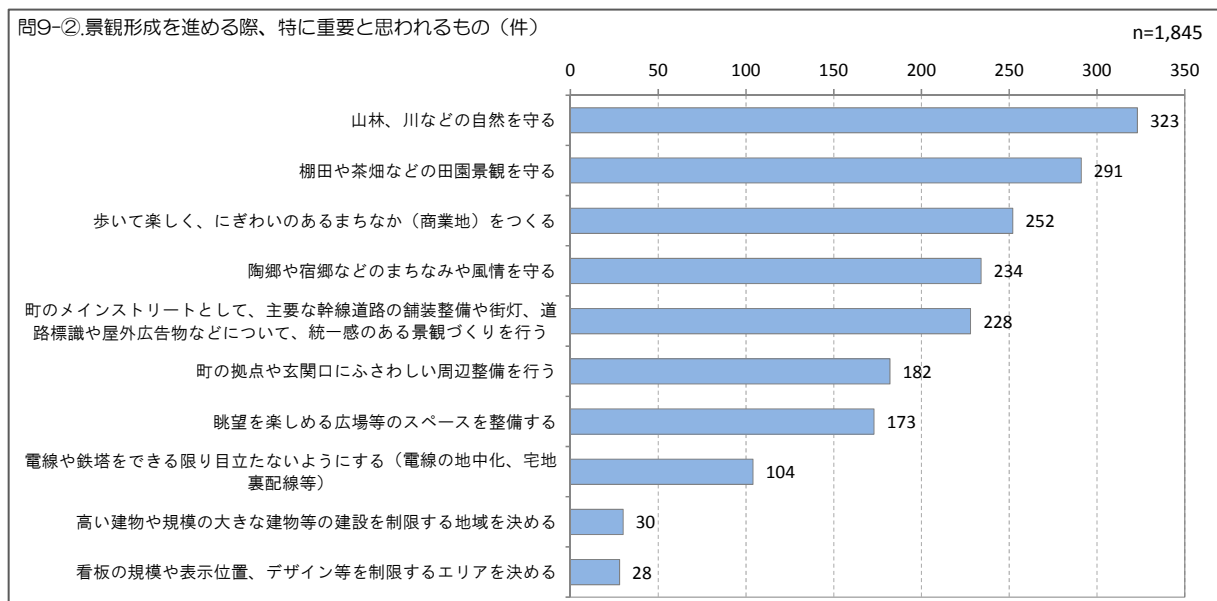
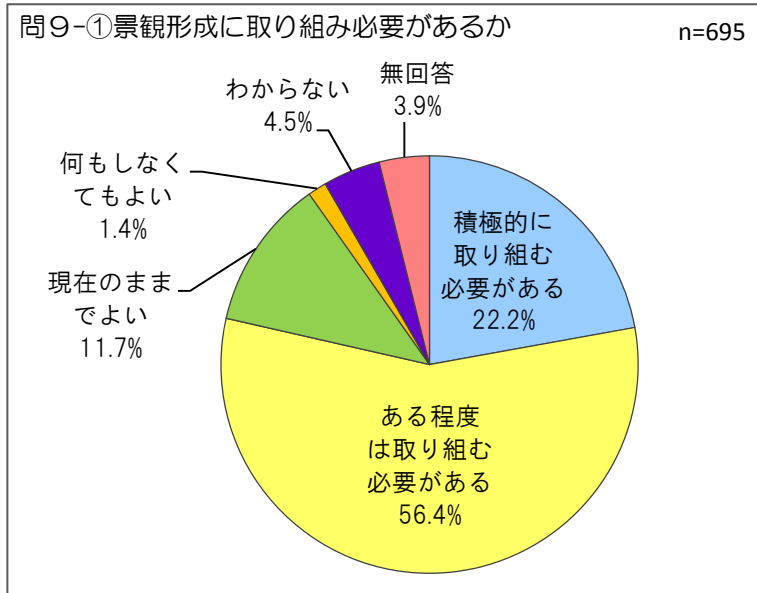
① 波佐見町の景観の現況について

- 57.5%の回答者が波佐見町の景観に関心があります。
- 景観の現況について魅力的だと思う人が3割、普通と感じているが4割、魅力的でないと思う人が2割という結果となりました。
- 波佐見町の景観で気になる点、問題点としては、山林の荒廃、空き家や空き地の増加、展望所が少ない等に多くの回答がありました。

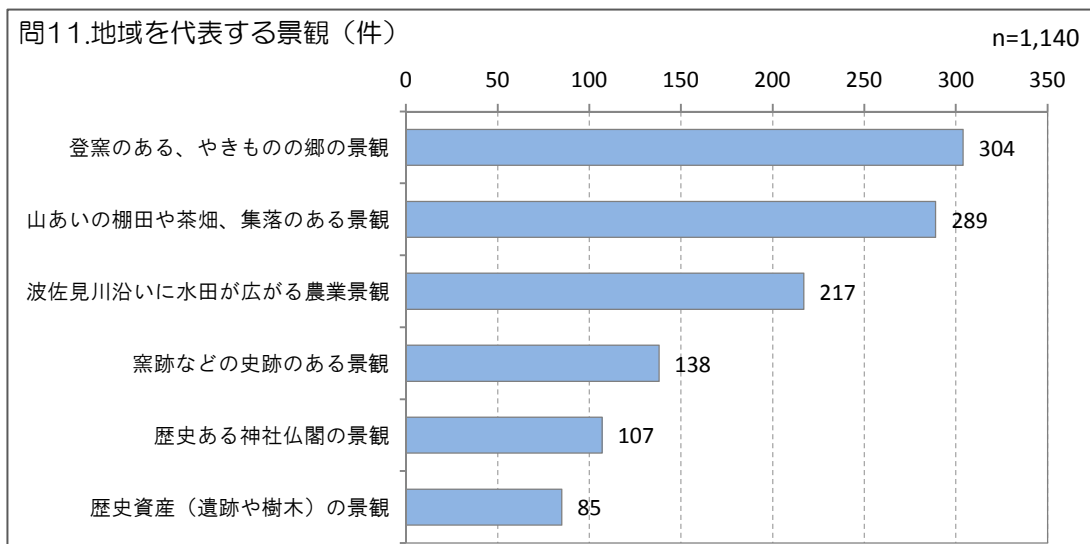
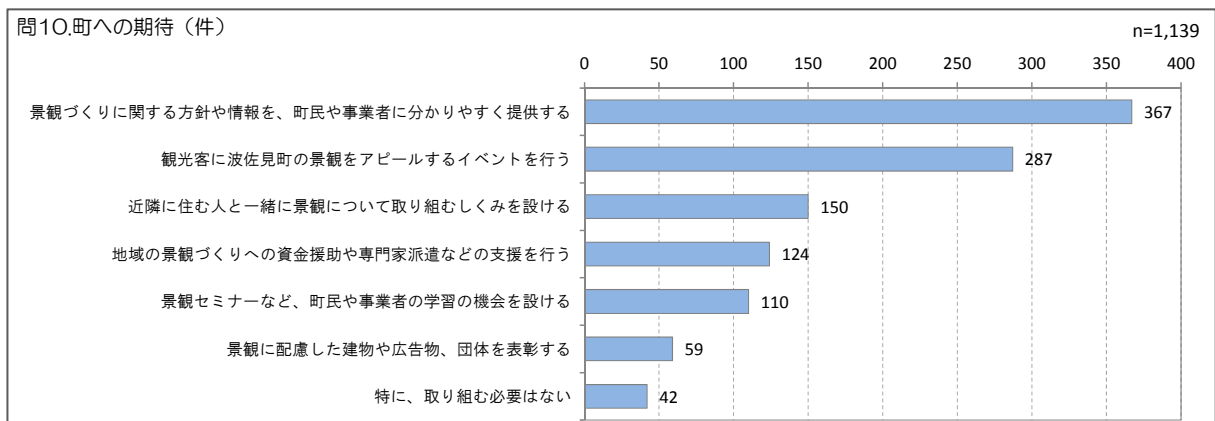
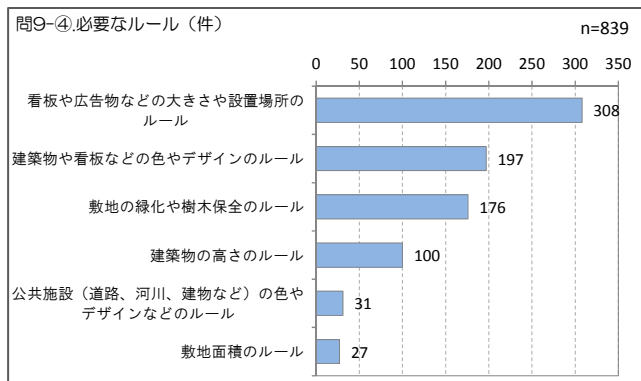
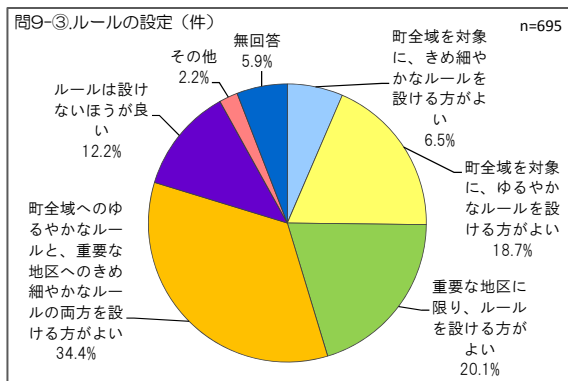


## ②波佐見町の景観形成について

- ・78.5%の回答者が波佐見町全体で景観形成に取り組む必要があると考えています。
- ・景観形成を進める際に特に重要と思われるものは、山林や川などの保全、棚田や茶畑などの田園風景の保全、にぎわいのあるまちなか整備、まち並み保全、主要幹線道路の景観づくり等に多くの回答がありました。



- 景観づくりのルール設定に関しては、波佐見町の景観を守り、またより魅力的にしていくなは規制誘導を定める必要があるという回答が79.7%ありました。
- 町全域へのゆるやかなルールと重要な地区へのきめ細やかなルールの両方を設ける方がよいとの回答が最も高く、34.4%でした。
- 町が積極的に取り組む必要があるものとしては、屋外広告物\*の設置のルール、建築物等の色・デザインのルール、緑化や樹木保全のルールについての回答が多くありました。
- 地域を代表する景観としては、“登窯のある、やきものの郷の景観”、“山あいの棚田や茶畑、集落のある景観”、“波佐見川沿いに水田が広がる農業景観”への回答が多くありました。





### 3. 波佐見町の景観構造と特性

#### (1) 自然的景観

波佐見町の地形は、外周が山地で高く、中央が平地で低い典型的な盆地の形状をなしています。山間部には棚田や茶畑などの農地が広がっており、鬼木棚田は「日本の棚田百選」に選ばれています。平野部には、波佐見川が蛇行しつつ流れ、周囲には圃場整備が行われた水田が広がっています。波佐見川の堤防には桜が植樹され、サイクリングや散歩などのレクリエーションに活用されています。



鬼木棚田



鬼木茶畑



波佐見川沿いの水田



波佐見川の桜づつみロード



波佐見川



中尾川



野々川の茶畑



野々川の百枚田



鬼木棚田まつり



田ノ頭のしだれ桜



川内の棚田



鹿山神社と御神木のクスノキ

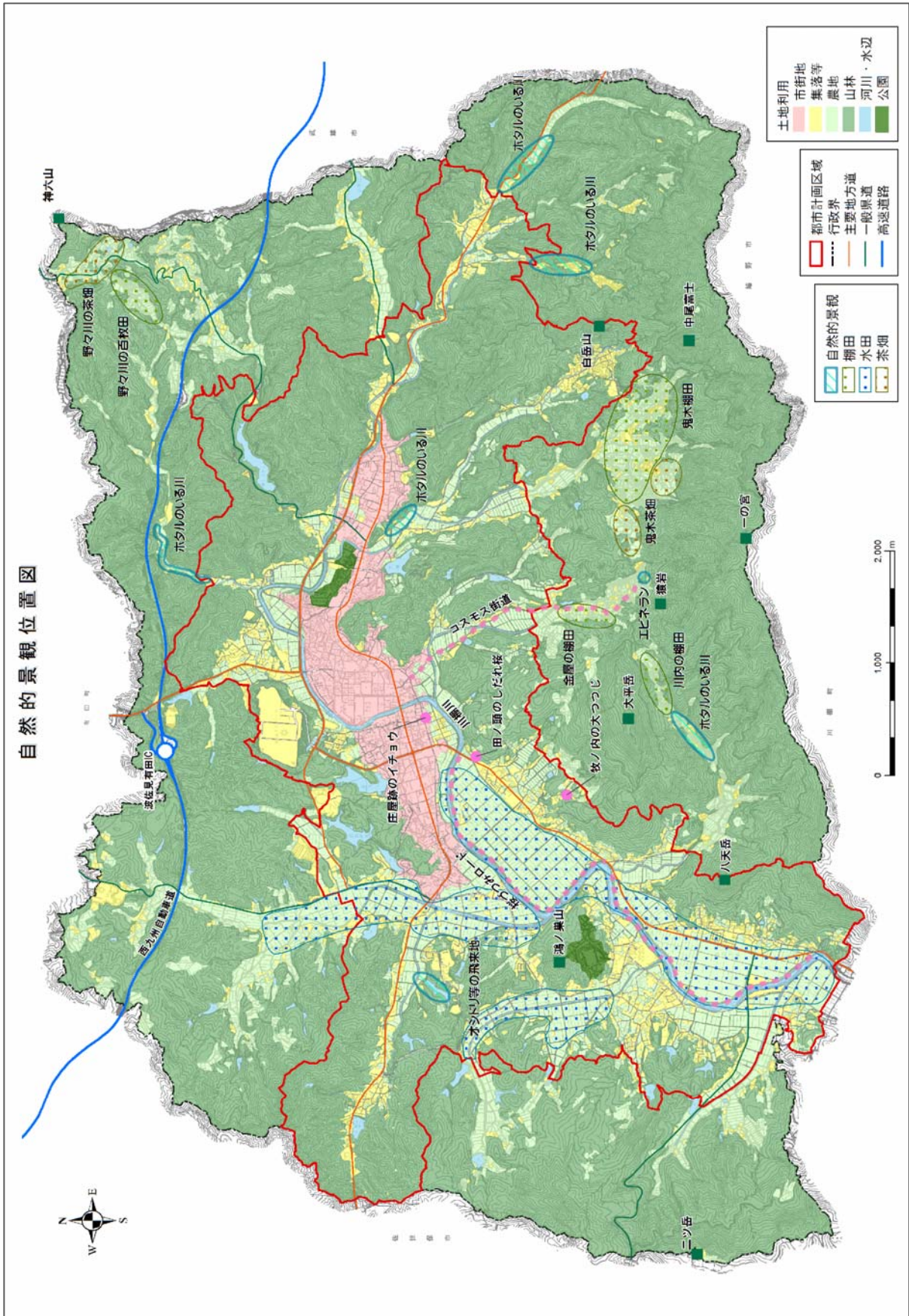


金屋神社



金屋の猿岩

# 自然的景観位置図



## (2) 窯業の景観

今から約400年前、波佐見町村木の畑ノ原、古皿屋、山似田の3か所に連房式階段状登窯を築いたのが、波佐見焼の始まりです。

その後、町内で磁器の原料が発見され、陶石採石場の跡や、大村藩が三股に設置した皿山役所跡、全長が約170m、窯室が39室という世界最大の連房式登窯である大新登窯跡や、レンガ造りの登窯など、窯業の歴史に思いを馳せる史跡が町のあちこちに数多く残っています。

現在も、窯業の工場周辺では、棚板に並べられた生地や、塀や通路に塗りこめられた“ハマ\*”などを見ることができます。



智恵治窯跡



中尾郷のまち並み



三股の陶石が見える山肌



復元中の中尾上登窯跡



中尾郷の桜陶祭

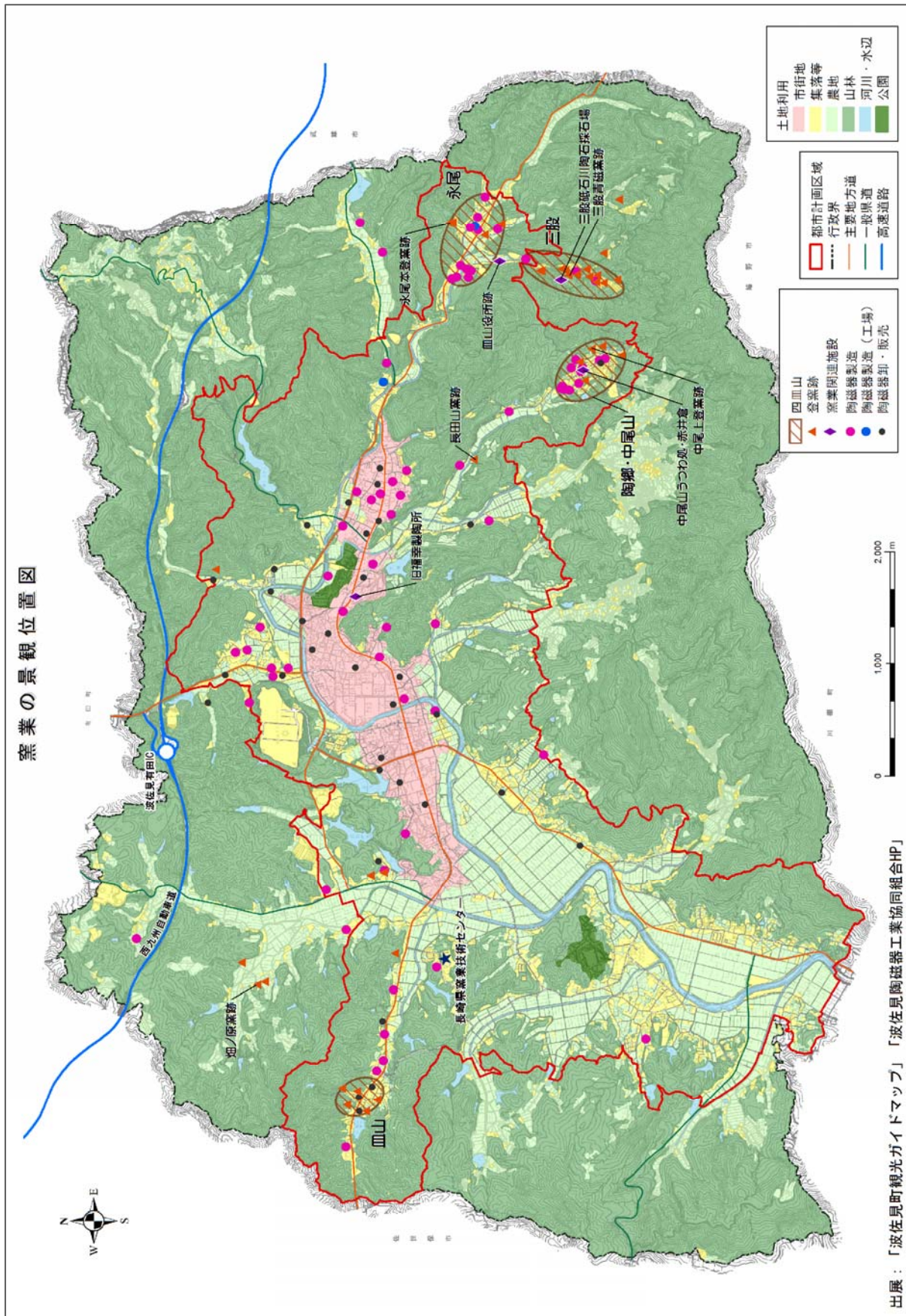


歩道にデザインされたハマ



中尾山 陶磁器の成形後の天日干し

窯業の景観位置図

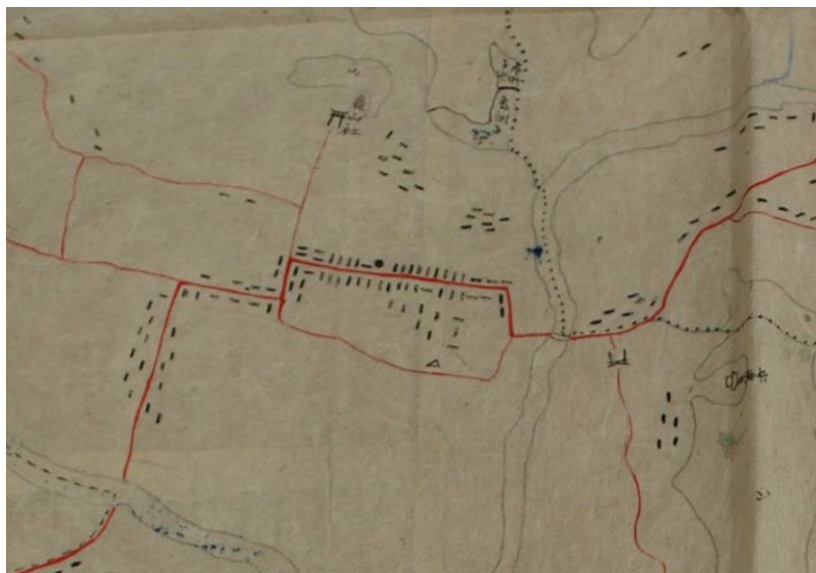


出展：「波佐見町観光ガイドマップ」「波佐見陶磁器工業協同組合HP」

### (3) 歴史的景観

波佐見川周辺や、鬼木をはじめとした山間の棚田といった田園風景が受け継がれている中で、窯業の風景や、宿郷の旧街道沿いの宿場町として古い建造物も受け継がれており、本町の歴史的な景観として特徴を表しています。

本町で指定されている文化財は、国指定1件、国登録12件、県指定3件、町指定14件となっており、長崎県まちづくり景観資産は、24件登録されています。



上波佐見村：明治期の地図（宿郷の街道付近）



畑ノ原窯跡



旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂



旧波佐見銀行



稗ノ尾の眼鏡橋

波佐見町文化財一覧

指定区分	種別	件名
国	史跡	肥前波佐見陶磁器窯跡
		①畑ノ原窯跡
		②三股青磁窯跡
		③長田山窯跡
		④中尾上登窯跡
		⑤永尾本登窯跡
		⑥皿山役所跡
	⑦三股砥石川陶石採石場	
	登録有形	中尾山うつわ処赤井倉
	登録有形	今里酒造店舗及び住宅
	登録有形	今里酒造本蔵
	登録有形	今里酒造中蔵
	登録有形	今里酒造新蔵
	登録有形	今里酒造洗い場
登録有形	今里酒造製品置き場	
登録有形	旧波佐見町立中央小学校 講堂兼公会堂	
登録有形	福重家住宅主屋	
登録有形	旧福幸製陶所事務所	
登録有形	旧福幸製陶所細工場	
登録有形	旧福幸製陶所絵書座	
県	史跡	野々川キリシタン墓碑群
	史跡	智恵治窯跡
	無形民俗	皿山の人形浄瑠璃
町	史跡	三領石
	史跡	境野一本杉跡
	史跡	富永治助父子の墓
	史跡	福田金右衛門の墓
	天然記念物	庄屋跡のイチョウ
	無形民俗	野々川浮立
	無形民俗	山中浮立
	無形民俗	鬼木浮立
	無形民俗	協和浮立
	有形	松林飯山の遺墨（7点）
	有形	郷村記関係古文書（6点）
	有形	皿山の大神宮石造神殿
	有形	波佐見稗ノ尾の眼鏡橋
	有形	「I N R I」銘入り石製 四面線刻十字架碑

平成 27 年（2015）3 月 現在

長崎県まちづくり景観資産一覧

No.	種別	件名	備考
1	まち並み	鬼木棚田と集落	
2	まち並み	宿郷の街道筋	
3	まち並み	陶郷・中尾山	
4	建造物	池田家住宅	明治16年(1883)頃
5	建造物	今里家住宅(主屋・酒蔵・塀・庭園)	江戸～昭和
6	建造物	久保田家住宅(主屋・離れ・門・塀・庭園)	大正元年(1912)
7	建造物	中尾山うつわ処・赤井倉	明治23年(1890)
8	建造物	文化の陶・四季舎(店舗・石垣)	昭和初期
9	建造物	旧上広窯煙突	昭和30年(1955)頃
10	建造物	旧筒峯製陶所煙突	昭和28年(1953)
11	建造物	旧中安製陶所煙突	昭和35年(1960)頃
12	建造物	光玉陶苑煙突	昭和30年(1955)頃
13	建造物	光春窯煙突	昭和30年(1955)頃
14	建造物	平井製陶所煙突	昭和30年(1955)頃
15	建造物	トラスネ煙突(旧山慶煙突)	大正14年(1925)
16	建造物	旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂	昭和12年(1937)完成
17	建造物	福重家住宅主屋(主屋・庭園・トンバイ塀・石垣)	昭和3年(1928)完成
18	建造物	旧福幸製陶所事務所	昭和元年(1926)
19	建造物	旧福幸製陶所細工場	昭和元年(1926)
20	建造物	旧福幸製陶所絵書座	昭和元年(1926)
21	建造物	旧福幸製陶所南倉庫	
22	建造物	旧福幸製陶所食堂	
23	建造物	m工房(yuu&maki)煙突(旧三喜工房煙突)	昭和40年前後築造
24	建造物	中尾山観音堂(祠堂・石段・門・石垣)	

平成27年(2015)3月 現在



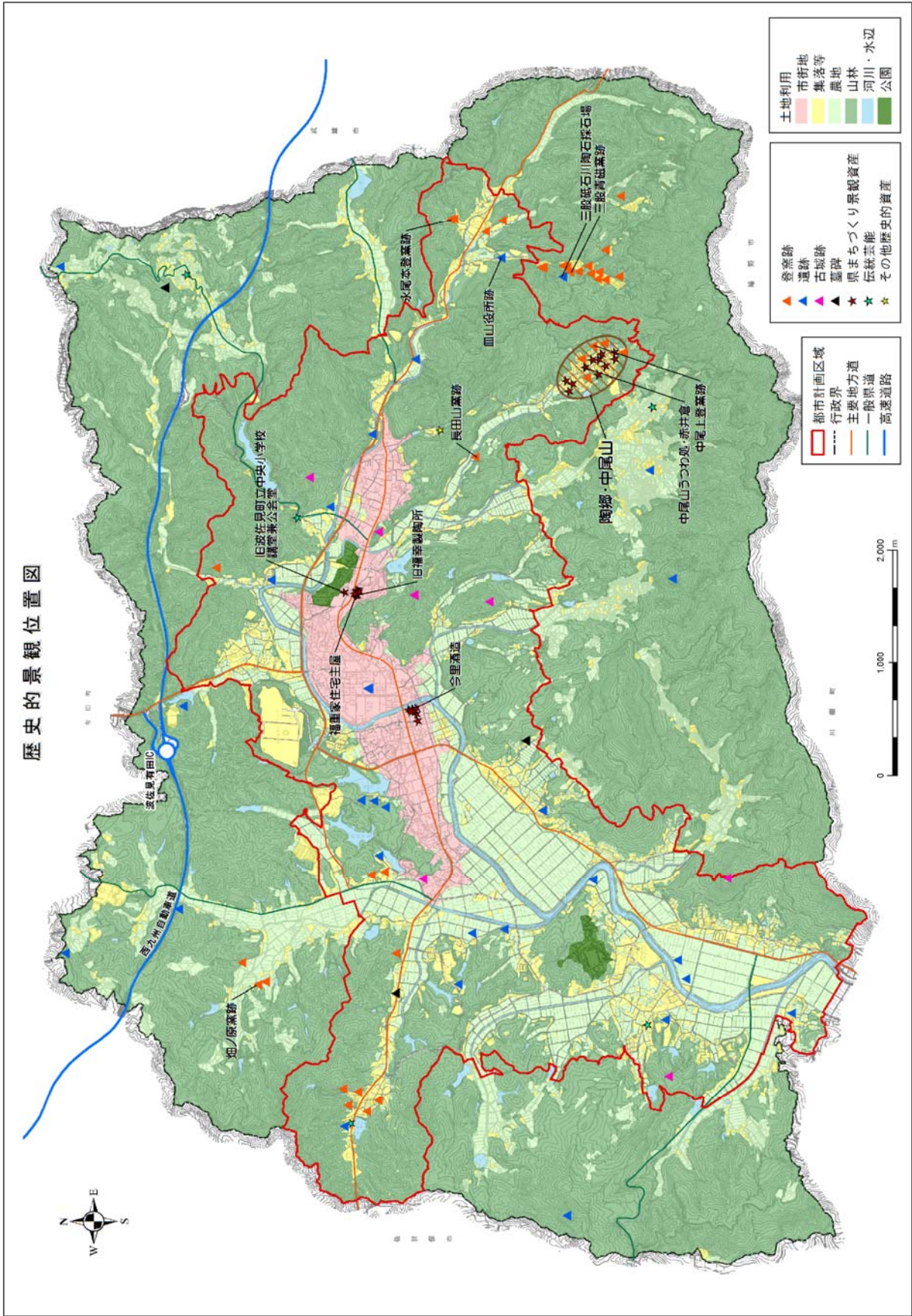
福重家住宅主屋



文化の陶・四季舎



# 歴史的景観位置図



#### (4) まち並み景観

まちの中心部では、県道 1 号線の沿道を中心に業務・商業施設や窯業の店舗を併設した工場などが立地しており、市街化が進んでいます。また、波佐見・有田インターチェンジから町の中心部へ向かう県道 4 号線や町道の沿道にも、窯業の工場や店舗の立地が見られます。

中尾郷では、窯業を生業としたまちの構造を現在に伝え、斜面地を川が流れ、寄せ集まるように建物が立ち並び、狭い路地が張り巡らされています。古い建物やレンガ造りの登窯が今も残り、やきものの町としての風情を感じることができます。

宿郷には旧街道沿いの宿場町として、白壁などの古い建造物のまち並みが一部残っており、かつてのまちの風景を垣間見ることができます。



市街地中心部



県道 1 号線沿いのまち並み



波佐見陶器まつり



やきもの公園

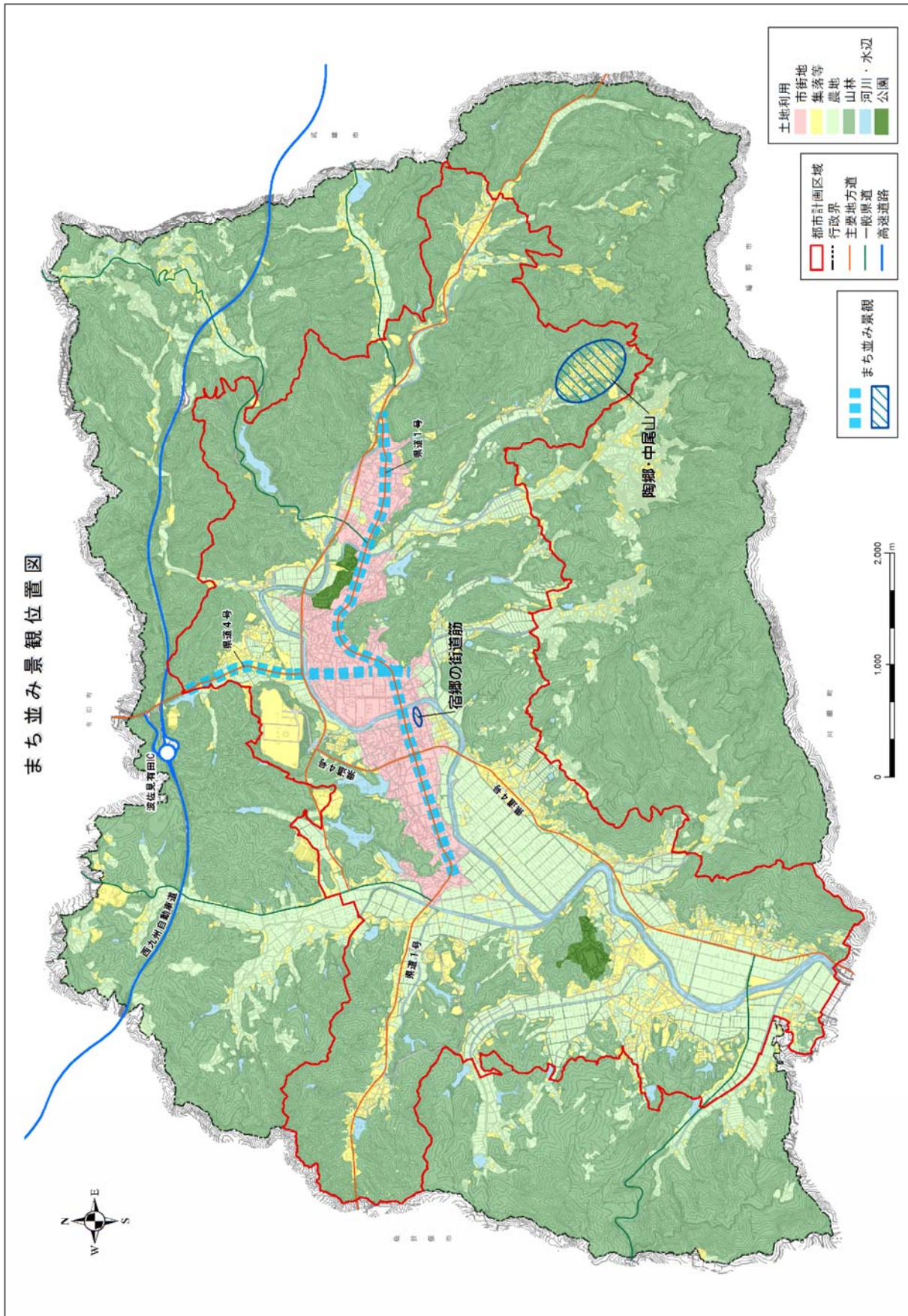


市街地に建つ民間アパート



中尾郷 桜陶祭

まち並み景観位置図



## (5) 眺望景観

周囲を山林に囲まれた波佐見町には、それほど標高は高くないものの、まちやまち並みを一望できる展望所が町境などに数箇所あり、そこからの美しい眺望が特徴となっています。

また、鬼木棚田展望所や中尾展望所からの眺望は、波佐見町の棚田や、陶郷の密集した家並みと、世界第二位の規模を誇る中尾上登窯跡といった、波佐見町らしい景観の魅力を感じられるスポットになっています。



鬼木棚田展望所から棚田を眺める



中尾山観音堂から南西を眺める



長崎県窯業技術センターから南を眺める



野々川の茶畑から南西を眺める

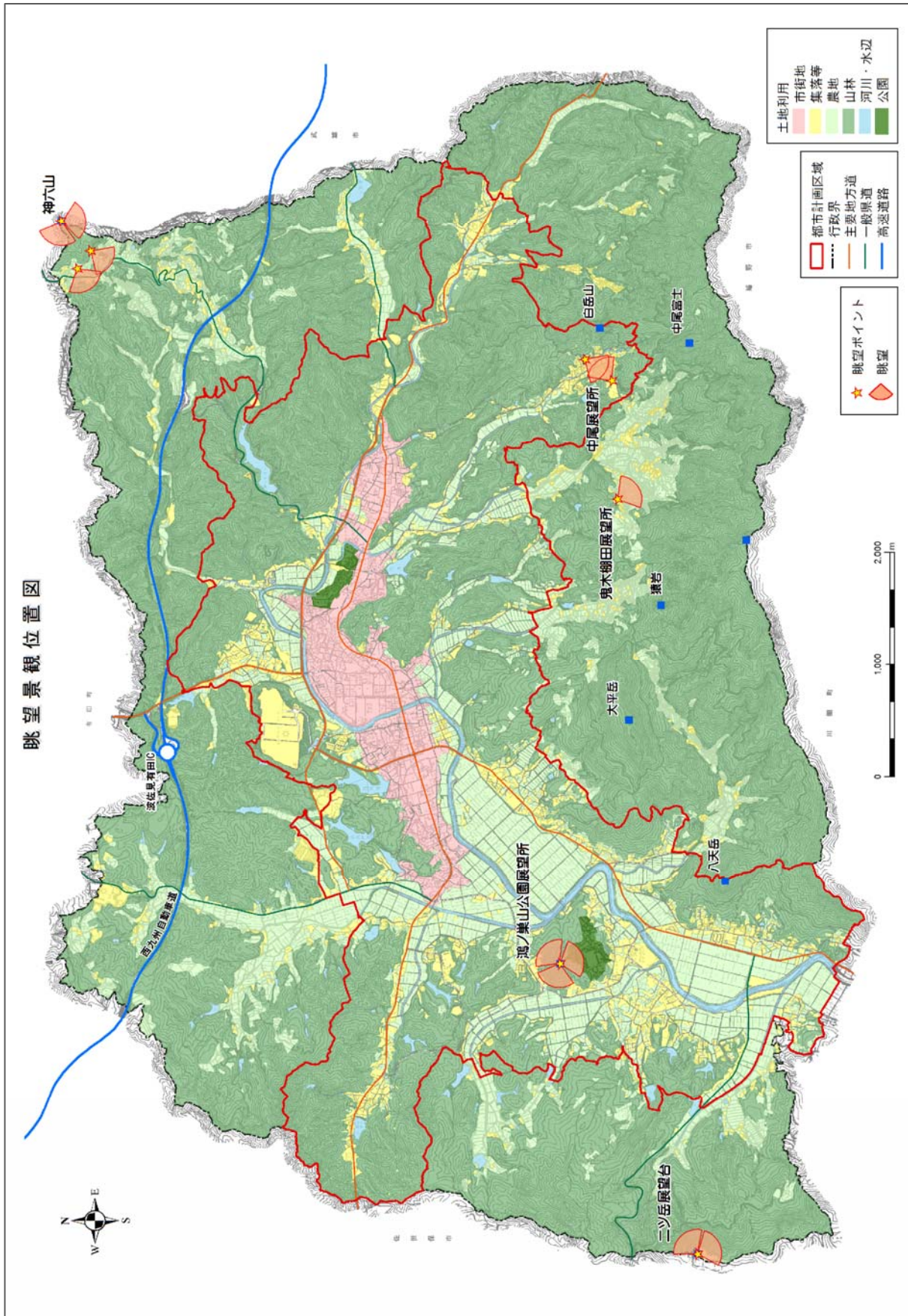


金屋神社前から北を眺める



鴻ノ巣公園展望所から北東を眺める

眺望景観位置図



#### 4. 景観形成における課題

ここまでに整理した町民の景観に対する意識や景観特性、さらに景観を取り巻く様々な問題点等を踏まえ、今後解決すべき景観形成における課題について整理を行いました。

##### 課題1：波佐見町の自然景観の保全

●波佐見町の貴重な景観の基盤である農地や山林、河川などの自然環境を一体的に捉え、景観形成の取り組みを自然環境の保全につないでいくことが求められます。



折敷瀬郷の水田

●農地については、農業従事者の高齢化が進む中、耕作放棄地などの発生を防ぎ、棚田をはじめとした農地の景観保全に努める必要があります。また、競争力をもった農業への転換施策が進む中で、田園風景の維持を図る必要があります。



鬼木茶畑

●近年、局地的豪雨に伴って土砂災害の発生等により、災害復旧の工事が増えています。斜面や道路、河川など、今後実施される工事等において、自然環境や景観面、また生態系に対してできるだけ配慮する必要があります。また、道路や河川、公園等の維持管理について、住民参加型の取り組みを行うことで、町民の町への愛着心を芽生えさせ、自然景観の利活用を促すことが必要です。



田別当川

●未利用地等においては、今後再生可能エネルギー施設等の開発行為\*が想定されることから、波佐見町の景観の背景としての位置づけを明確にし、こうした開発行為の影響を最小限にとどめるための事業手法や配置、形態意匠\*の検討を行う必要があります。

●町内における多くの展望所等からの良好な眺望景観は、山林の緑とその中に広がる農地や集落、そして波佐見川を中心として広がる農地や市街地へとつながり、住民が受け継いできた美しい自然や、歴史文化を感じさせます。

こうした眺望を阻害する恐れのある大規模な建築物や工作物等については、高さや形態意匠について、適切な誘導を図っていく必要があります。



鬼木棚田

## 課題2：波佐見町のまち並みの保全と形成

- 波佐見町には中尾郷をはじめとする、皿山地区の伝統的な窯業の集落をはじめ、宿郷の街道の集落、山間の農業集落の景観等、個性あふれるまち並みの景観があります。これらの多様なまち並み景観を保全し、また今後の開発行為の中で適切に誘導していくことで、波佐見焼と農業の生活の舞台を受け継いでいく必要があります。

また、歴史ある建造物や登窯、レンガ造りの煙突など、町の歴史文化を語るうえで重要な景観資源がその原形を失ったり、あるいは失われつつあるものがあるため、復元整備等を検討する必要があります。



とよほう  
旧筒峯製陶所煙突

- 市街地が少しずつ拡大して、良好な田園景観が損なわれつつあるため、新たな開発行為に対する適切な誘導を図り、良好な景観を有する建造物については保存や景観形成について検討する必要があります。

波佐見町の市街地を通る幹線道路沿いでは、波佐見町らしさを感じられる景観の形成に取り組む必要があります。

また、空き家や空き地、空き店舗が増えることで、賑わいの景観が損なわれてしまうため、利活用など検討する必要があります。



今里酒造と街道筋

- 県道などの幹線道路沿いには、新たな商業施設や業務系施設の立地が考えられます。また、これらの施設は高さ、規模が大きく、景観に大きな影響を与えるものです。その一方で、町の経済を活性化していくためには、これらの商業、業務施設の立地は必要不可欠であることから、都市計画の視点からも検討を行い、町の施策として十分な調整を図りながら、開発行為等について周辺環境の調和に配慮した誘導を行う必要があります。

### 課題3：景観形成に向けた町民意識の醸成

- 棚田や水田の田園風景や、中尾郷の陶郷としてのまち並みなど、長い間地域住民が守り伝えてきた、波佐見町の歴史・文化を次世代へ継承すべき貴重な景観として捉え、町民・事業者・行政が一体となって、維持・保全していく意識づくりを進めていく必要があります。

波佐見町の良好な景観についての気づきや認識を深め、景観形成への理解と、町民自ら景観形成に取り組むための方策について検討する必要があります。



岳辺田郷の水田の稲穂

- 町民一人ひとりが郷土愛を育むために、地域の特徴を活かした景観の保全・誘導、また個性的な景観を活かした取り組みを推進することで、魅力あるまちづくりや地域の活性化につなげていく必要があります。

江戸時代から続く皿山の人形浄瑠璃や、波佐見陶器まつり、鬼木棚田まつりなど、地域で大切に受け継がれてきた伝統芸能や、四季折々のイベントに訪れる観光客は年々増加していますが、波佐見らしい景観や魅力を十分に伝え、広げる必要があります。



金屋神社

- 公共空間が先導する魅力ある景観形成を実践していくために、道路や河川、公園などの公共整備にあわせ、波佐見らしく良好な景観形成に資するデザインの質的向上や、地域の個性を生かした景観形成に取り組んでいく必要があります。



鹿山団地

- 山あいの集落における生活利便性を維持し、農業や窯業を継続できる住環境づくり、コミュニティづくりをめざす必要があります。



農家住宅



### 第3章 景観計画区域の設定

#### 1. 区域設定の考え方

波佐見町においては、町全域にわたって数多くの景観資源が分布し、それら景観資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる重要な要素です。

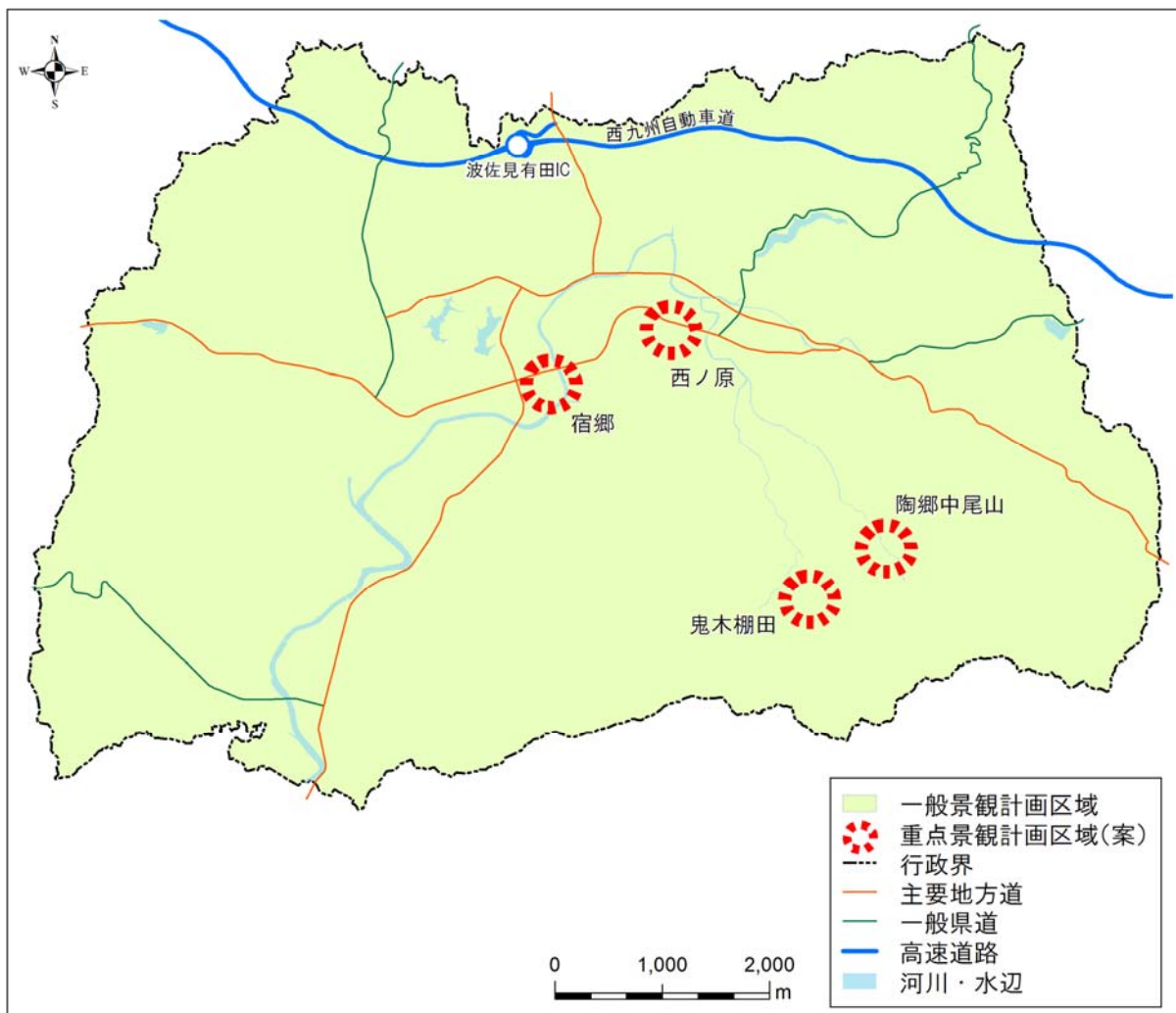
これまで、「波佐見町総合計画」や「波佐見町都市計画マスタープラン」、「長崎県美しい景観形成推進条例」や「波佐見町文化財保護条例」などをはじめとする施策により、特定の範囲での良好な景観の形成が行われてきました。しかし、波佐見町における良好な景観形成を進めていくため、また、波佐見町の歴史や自然が創り出す特徴的な景観を保全していくためにも、波佐見町全域にわたる景観施策が必要となります。

そこで、本計画では町全域（面積 56.00km<sup>2</sup>）を景観計画区域として設定するものとします。

#### 2. 一般景観計画区域の設定

町全域を「一般景観計画区域」として定め、緩やかなルール設定により、広域的な観点での景観誘導を図ります。

今後、町や住民などの協議により、次に定める「重点景観計画区域」を指定した場合、それらの区域を除いた範囲を、「一般景観計画区域」とします。



■景観計画区域図

### 3. 重点景観計画区域の設定

全町を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域を「重点景観計画区域」として定め、よりきめの細かいルール設定により地区特性に応じた景観誘導を図ることができるようにします。重点景観計画区域（案）として、以下の区域について検討を進めます。

地域住民との協議のうえ、区域の設定や景観形成の方針が決定した場合は、重点景観計画区域の指定の手続きを行います。

#### (1) 鬼木棚田重点景観計画区域（案）

鬼木棚田が造成された時期は定かではありませんが、江戸時代中期ごろには完成していたと言われていています。平成11年に農水省による「日本の棚田百選」に選ばれ、平成16年には「長崎県まちづくり景観資産」に登録されるなど、農村の美しい原風景を形成し、伝統・文化の継承等多面的な機能を有する棚田として高い評価を受けています。



鬼木棚田

現在の棚田の面積は22ヘクタールで、約400枚の水田によって構成されており、集落が点在し、山林に囲まれたのどかな田園景観が見られます。例年9月23日に「鬼木棚田まつり」が開催され、棚田にユニークな案山子が多数並び、多くの観光客が訪れています。

棚田や周辺の自然を確実に保全していくためには、棚田のみならず、周辺に広がる山林を緩衝帯として位置づけ、良好な田園景観を守っていくための景観保全を図っていく必要があります。区域設定の考え方としては、棚田を取り囲む丘陵の稜線\*まで含めた範囲を基本とします。

一方で、本区域は農業を中心とした営みや生活の場でもあることから、町の農業施策との調整を図りながら、農業や集落環境の維持に支障をきたさない適切な景観誘導を図るため、当該区域を重点景観計画区域（案）として検討を進めます。

#### (2) 陶郷中尾山重点景観計画区域（案）

中尾は、17世紀中ごろに窯が初めて築かれて以降、現代まで窯業が継続している集落です。集落の各所には、江戸時代の登窯跡（世界最大規模のおおしんのぼり登窯跡、世界第二位の規模である中尾上登窯跡）や、大正・昭和時代の石炭窯煙突などをはじめ、窯業に関連する遺産が多く残されています。



中尾郷のまち並み

例年春に「桜陶祭」、秋には「秋陶めぐり」などが開催され、多くの観光客が訪れています。

この中尾の大きな特徴として、斜面地を流れる中尾川を中心とした、窯業を生業とする密集集落のまち並みが挙げられます。明治や昭和初期に建てられた歴史ある建物や、入り組んだ狭い坂道、大正末期から昭和 40 年代頃にかけて築かれたレンガ煙突が 8 本残されており、陶郷として今もなお窯業の作業場や店舗などの営みの景観を感じられるまち並みを見せています。

こうした窯業の歴史あるまち並みと生業を支える集落環境を保全し、観光振興と一定の基準に基づく適切な景観誘導を図るため、当該区域を重点景観計画区域（案）として検討を進めます。

### (3) 宿郷重点景観計画区域（案）

江戸時代、川棚から有田、武雄を結ぶ「波佐見往還」の街道筋の宿場町として栄え、酒蔵の白壁や郵便局として使用されていた木造建物、レンガ造りの外壁を残した商家などが、その名残を残しています。現在も製造が行われている今里酒造の建造物は、国の登録有形文化財と、長崎県のまちづくり景観資産に登録されています。



今里酒造と街道筋

庄屋跡に残る大銀杏や旧波佐見銀行、鍵型の道路、水路・洗い場跡も残されており、かつての宿場町の賑わいはありませんが、その風景を垣間見ることができます。

これらの景観資産を有効に活用するため、当該区域を重点景観計画区域（案）として検討を進めます。

### (4) 西ノ原重点景観計画区域（案）

昭和初期に立てられた製陶所の工場や住宅が残り、現在は建物の外観や敷地の様子はそのままに、レストランや雑貨屋などの店舗として多くの観光客が訪れています。また、近隣の旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂とともに、国の登録有形文化財と、長崎県のまちづくり景観資産に指定されています。



福重家住宅主屋

本区域は“西ノ原土地区画整理事業”区域と、都市計画公園である“やきもの公園”の指定区域が含まれており、行政による景観形成を図りつつも、地域住民との協働により景観資産を有効に活用するため、当該区域を重点景観計画区域（案）として検討を進めます。



旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂

## 第4章 良好な景観の形成に関する方針

### 1. 基本理念

# やきものと農業の営みを未来につなぐ景観づくり

歴史ある波佐見焼と棚田や茶畑などの生業の風景を活かした  
波佐見らしい景観まちづくり

周囲を山林に囲まれた波佐見町は、やきものと農業の町として、歴史や生業を積み重ねてきました。かつて使用されていた登窯や皿山役所跡、陶石場などからは、窯業の歴史を垣間見ることができます。中尾郷をはじめとする四皿山や、市街地の大きささまざまな工場では、デザイン性の高い和食器をはじめとした、日常食器の製造や販売を行い、その営みは現在に至るまで脈々と受け継がれています。

また、波佐見川沿いや鬼木などの山あいの集落では農の風景が広がっており、現在においても本町の産業を支え、また景観の重要な構成要素の一つとなっています。特に、鬼木郷では、日本の棚田百選にも選ばれた、鬼木棚田における農業が受け継がれており、山林を背景とした四季折々の美しい棚田の風景が、見る人の心を和ませます。

また、市街地では幹線道路沿いに商業店舗が点在する一方、旧道沿いには昭和初期の木造建築や白壁の建物などが昔懐かしい佇まいを見せており、波佐見川沿いの桜や水田、山裾の集落など、のどかな田園風景が広がり、多様な景観のなかに息づく人々の暮らしを見ることができます。

本町の景観形成においては、これらの多様で独自性の高い景観を守りながら、現代の暮らしと共存を図り、“やきもの”や“農業”とその背後にある“営み”を未来につなぐことが必要です。

そして、それらを町民が誇りに感じ、来訪者には「また訪れたい」と感じさせるような魅力ある景観を、守り、つくり、育てていくことが求められています。

こうした“波佐見らしい”景観が、町民の共有財産であることに多くの町民が気づき、これからのまちづくりに活かしていくための礎となることが本計画の役割であり、町民と事業者、行政が協働で取り組むことによって、波佐見町の景観形成を確実に推進していくものとします。



## 2. 基本方針

計画の基本方針は以下に示すとおりです。

### ◆方針1：波佐見の景観を **知り、考える**

基本理念の実現に向けては、町民をはじめとして、波佐見町の景観形成に関わる全ての関係者が、波佐見町の景観の良さを知り、景観についてそれぞれが考えることが必要です。そのためには、景観の魅力だけではなく、現在抱えている問題点をも含めた波佐見町の景観の現状を知る機会を創出していかなければなりません。

そこで、景観づくりの初期段階として、多くの町民や事業者が主体的に参画できる様々な取り組みを実践し、景観に関する関心や意識を高めていくための素地をつくります。

- 波佐見町の景観の魅力と現状や、魅力を活かした景観まちづくりについて、町民の理解を深め、景観を活用したまちづくりの推進拡大をめざし、地域の活性化に役立てていくための“意識”と“意欲”を育てます。



旧波佐見町立中央小学校講堂  
兼公会堂

- 景観づくりに関する効果的な情報発信を実施し、ワークショップ\*などを通じて“意識の共有”を図るとともに、各種住民活動を支援し、担い手の育成に取り組みます。
- 学校教育や生涯学習等と連携し、景観イベントの実施により景観について考える機会を創出し、景観づくりに対する意識を次世代に継承していきます。

### ◆方針2：波佐見の景観を **デザインする**

やきものや農業の営みとともに受け継がれてきた波佐見町の景観。それらを構成する、山や川、緑などの豊かな自然、悠久の流れを感じさせる懐かしいまち並み、農業により支えられる生業、そして地域の暮らしの中に根差した生活景観など、町民が誇りに思うこれらの「波佐見らしい」景観を未来に伝えながら、住みやすさとともに新たな波佐見の景観をデザインすることが必要です。

波佐見焼のデザインやブランド化と同じように、町民や事業者とともに、波佐見の景観デザインを検討する仕組みづくりについて取り組みます。

- 山林を背景とした、陶郷中尾山のまち並みや、鬼木棚田などの田園景観は、波佐見町の景観の基盤としての価値を有しており、町民のみならず、日本の財産でもあります。こうした営みの景観は、環境そのものを保全するだけでなく、周辺環境を含め一体的な

景観として捉え守っていくことが求められることから、これらの自然景観を阻害する可能性のある開発行為について、周辺との調和に十分に配慮した適切な誘導を図っていきます。

- 農業や窯業など、波佐見町の産業を支える営みの景観は、地形的特性を考えたうえで形づくられた固有の景観です。これらの景観は、住民の生活環境や生業が維持され、守り受け継ぐことで継続していくものです。波佐見町の町民が創意工夫の中で生み出し受け継いできた、いわば生活に密着した風景であり、波佐見町の景観の原点ともいえる貴重な構成要素でもあります。そのため農業・窯業の振興施策との整合を図りながら、生活環境の維持とともに産業振興に支障をきたさない範囲で、景観デザインの検討を図っていきます。



旧福幸製陶所絵書座  
(現在 HANAわくすい)

- 景観に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の設置、開発行為などについては、既存の景観との調和を図っていくため、景観形成基準を設け、きめ細かく誘導します。
- 河川、道路、公園などの公共空間は、自然や歴史に配慮した整備を展開し、魅力ある演出と有効活用を図ります。
- 公共施設は景観に配慮したデザインの検討を図り、波佐見町の景観形成を先導するものとなるよう整備に取り組みます。

### ◆方針3：波佐見の景観を 売り込む

波佐見町においては、伝統的に受け継いできた魅力ある景観が数多く存在し、波佐見焼とともに、波佐見の景観についても広く PR することで、定住促進や、観光交流人口の増加を図る必要があります。

一方で、平野部の主要幹線道沿いなどにおいて、商業施設や業務系施設の立地による新しいまち並みが形成されています。また、近年の再生可能エネルギー\*への転換という流れによって、メガソーラー発電施設など、再生エネルギー施設の設置などが想定されます。良好な景観が阻害されることの無いような景観形成基準を定めます。

- 全町域を対象に、守るべき緩やかなルールを定め、波佐見らしい景観形成を誘導することで、住みたい町、住み続けたい



中尾郷のまち並み

町、何度も訪れたい町をめざして、波佐見の景観を PR するための広報やイベントを実施します。

- 新たな開発行為は、波佐見町における地域活性化や定住促進等の施策を進めていくうえでは非常に重要な事業である一方、景観に与える影響が大きくなることが考えられます。波佐見の魅力的な景観を PR し、経済活動の活性化という側面に配慮しながらも、その影響を最小限に抑えていくための景観形成を図っていきます。

#### ◆方針4：波佐見の景観を **堪能する**

景観を守り、つくり、育て、楽しむことが重要であり、景観づくりによる地域の活性化や定住促進、また観光振興といった将来ビジョンに向かって取り組むことで、波佐見の景観をより多くの人々が味わうことができます。

町民・事業者・行政が協働で景観づくりを楽しみながら取り組むことで、新しい波佐見町のつながりを生み出し、良好な景観が保全されていきます。こうした流れをまちづくりへと繋げていくことを、景観づくりの目標として掲げます。

- 波佐見町では山林や農地の自然景観から四季の移り変わりを感じられ、四季折々のイベントに多くの観光客が訪れ、賑わいの景観を見ることができます。賑わいの背景には、豊かな自然を受け継いできた町民の努力と、つながり、思いやりの心があります。これらの景観保全の取り組み、意識を次の世代に伝え、良好な景観が形成されるよう、景観の味わい方や楽しみ方を普及啓発します。



とうのう 遊び学校

- 窯業の歴史を伝える景観資源などの個性ある景観の保全・復元により、町民や事業者自身が波佐見の景観を味わうことで、良好な景観づくりや農業・窯業に関連した波佐見ブランドの向上・拡大へとつなげ、地域の産業発展とともに景観づくりの意味を強調していきます。



旧福幸製陶所事務所  
(現在 モンネ・ルギ・ムック)

- 多くの観光客は、その美しい自然を体感し感動を得るために波佐見町を訪れます。「また訪れたい町」となるよう、波佐見町の観光振興と一体的に捉え、景観を活かしたまちづくりを具体的に展開していきます。

### 3. 景観形成方針図

景観計画区域を、それぞれの景観特性に応じゾーン（面）と軸（線）に区分し、それぞれについて景観形成方針を定めます。

#### （1）ゾーンごとの景観形成方針

##### ■市街地ゾーン

町の中心部に、幹線道路を中心として商業、工業、公共の施設と住宅などが集まった、まちの景観が見られます。

中心部としてのまちの賑わいや、やきものの町としての波佐見らしさを感じられるまち並み形成をめざし、町民や観光客にとって快適で、質の高い景観形成を図ります。

##### ■田園・集落地ゾーン

町の中心を流れる波佐見川とその支流に沿って、農地と集落、斜面地によって構成される、のどかな田園景観と農業や窯業の営みの風景が見られます。

四季折々の自然の美しさと集落ごとの魅力を活かしながら、自然に調和した穏やかな田園集落の景観の保全と形成を図ります。

##### ■山林ゾーン

町の周囲を取り囲むようにスギやヒノキなどの樹林地が見られ、田園景観を濃い緑が縁取っています。

波佐見町の隅々を流れる河川の水源地であり、市街地や田園景観の背景となる山林をはじめとした、自然景観の保全と形成を図ります。



## (2) 景観軸ごとの景観形成方針

### ■道路景観軸

町の中心部を通過する主要幹線道路について、町民や来訪者に賑やかさや、波佐見らしさを感じさせる骨格軸として、公共事業等を活用した沿道景観の形成を図ります。

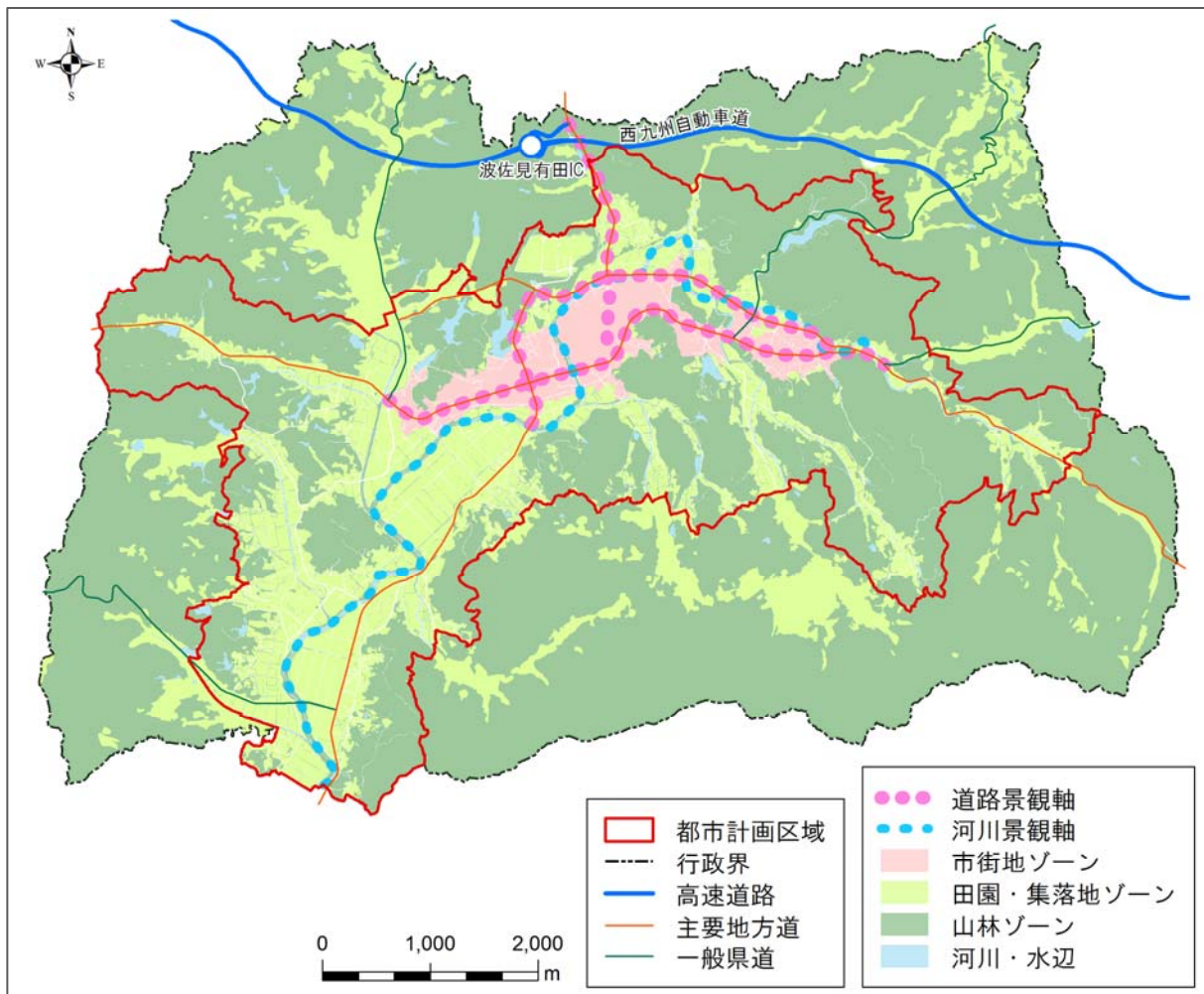
波佐見有田 IC から町の中心部にかけては、波佐見のシンボル道路として分かりやすいサインの設置や、良好な景観の形成、維持を図ります。

### ■河川景観軸

町の中央を流れる波佐見川は、水と緑の豊かさや四季を感じさせる骨格軸として、水辺の景観の保全と、川への親しみを感じられるよう自然景観の形成をめざし、河川整備や住民と連携した維持管理を図ります。



波佐見川の桜つつみロード



■景観形成方針図

## 第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関連)

景観法では、良好な景観の形成に関する方針の実現のために、景観計画に「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」(以下、「行為の制限に関する事項」という。)を定め、これに基づき良好な景観形成の推進を図ることとしています。

本町においても、届出対象行為及び景観形成基準を設け、該当する行為を行う場合には、景観形成方針に十分に配慮することとします。

### 1. 一般景観計画区域における行為の制限

波佐見らしい優れた景観を守り育てていくために、町全域において、景観に大きな影響を与える可能性の高い大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限(景観形成基準)に合致したものとすることが求められます。以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

#### (1) 一般景観計画区域における届出対象行為【一般基準】

対象となる行為		対象規模
① 建築物の建築等(※1)		高さが13m(都市計画区域外は10m)を超える建築物、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物
② 工作物の建設等(※1)	塔状工作物類・遊戯施設類(※2)	高さが10m以上のもの(ただし、電柱を除く)
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等(※2)	高さが10m以上のもの、又は築造面積1,000㎡以上のもの
	垣、柵、塀類	高さが3m以上のもの
	農業用施設等	高さが5m以上のもの、又は設置面積100㎡以上のもの(ただし、施設園芸用ハウスを除く)
	橋梁・高架道路類	延長20m以上のもの
	太陽光発電*パネル等	パネル面の面積が100㎡以上のもの(ただし、戸建て住宅上部に設置するものを除く)
③ 開発行為		面積が1,000㎡(都市計画区域外は3,000㎡)以上の土地の区画形質の変更及びこれに伴う施設の整備に関する行為
④ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		
⑤ 土石の採取、木竹の伐採		面積が3,000㎡以上のもの
⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模1,000㎡以上、又は堆積の高さ5m以上のもの(堆積期間90日を超えて継続するもの)

⑦特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更
⑧その他	波佐見町景観審議会の意見を聞いたうえで、景観形成に支障を及ぼす恐れがあると町長が認める行為

(※1) 外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更については、外観変更に係る見附面積<sup>みつげ</sup>の合計が全体見附面積の1/2以上のもの。

増築を行った結果、対象規模に達するものについては届出が必要。

(※2) 建築基準法第88条第1項、第2項その他の工作物

(煙突/鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など/携帯電話のアンテナなど/広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など/高架水槽、サイロ、物見塔など/擁壁<sup>\*</sup>/昇降機、ウォータースhoot、コースターなど/メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔など/製造施設(アスファルト、石油、ガス、穀物、飼料など)/自動車車庫の用に供する立体的な収納施設など/貯蔵施設(飼料、肥料、セメントなど)/汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設)

(2) 一般景観計画区域において届出の対象外となる行為(景観法第16条第7項関係)次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

①地盤面下又は水面下における行為

②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等

③次に掲げる木竹の伐採

ア：除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ：枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ：自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ：仮植した木竹の伐採

オ：測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

④法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

⑤他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為

ア：文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為

イ：長崎県文化財保護条例、及び、波佐見町文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為

ウ：都市公園法の都市公園内で行う行為

エ：屋外広告物法の規定に適合する行為

⑥非常災害のために必要な応急措置として行う行為

⑦国の機関又は地方公共団体が行う行為

※届出対象となる規模の行為については、事前に波佐見町への通知が必要である。  
なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。

⑧景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為

ア：景観重要建造物

イ：景観重要公共施設

ウ：景観農業振興地域整備計画

(3) 一般景観計画区域における景観形成基準

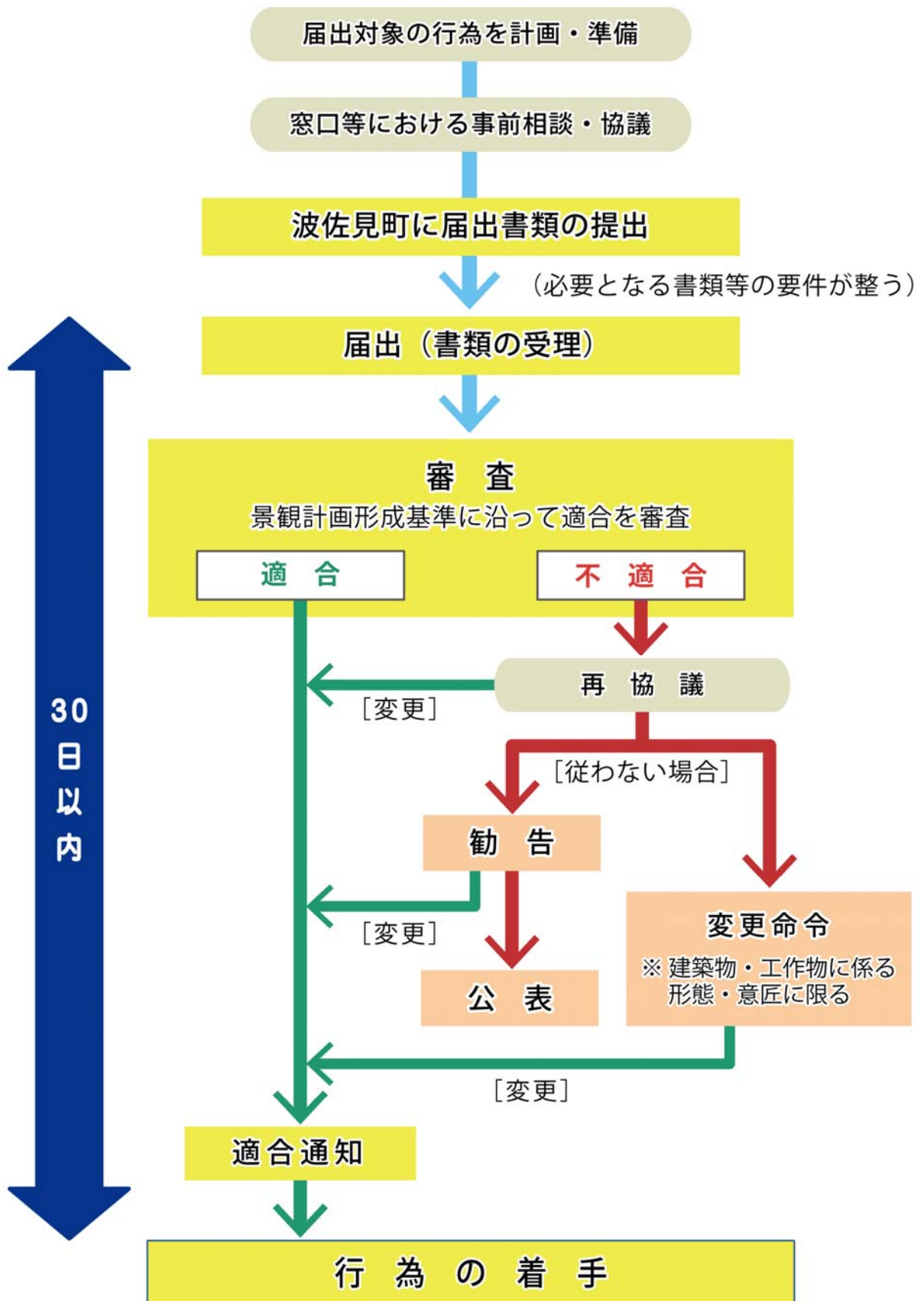
行為		行為の制限（景観形成基準）	
① 建築物の建築等	配置・高さ	<p>■ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</p> <p>■ 周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。</p> <p>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと町長が認める場合はこの限りではない。</p>	
	意匠・素材	<p>■ 背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのもの避ける。</p> <p>・ 大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</p>	
	色彩	外壁	<p>■ 基調となる色彩は、高明度*、高彩度*のもの避ける。その範囲は、マンセル表色系*において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R（赤）、YR（橙）系の色相*を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> <p>※ただし、上記以外の色彩をアクセント色として着色する場合は各見附面積*の1/10以下とすること。</p>
		屋根	<p>■ 基調となる色彩は、高明度、高彩度のもの避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度6以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度4以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度2以下</li> <li>・ N（無彩色）においては、明度2以上5以下</li> </ul>
	緑化	<p>■ 敷地面積に対して緑地率で5%以上又は緑被率で10%以上の緑化を行うものとする。</p> <p>※ただし、工場立地法による特例団地の認定を受けているものはこの限りではない。</p> <p>※屋上緑化、壁面緑化は対象とはならない。</p>	
設備	<p>■ エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</p>		

② 工作物の建設等	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。</li> <li>■ 周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。</li> <li>■ 行為地が山林の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。</li> <li>■ 太陽光パネルを設置する場合は、周囲の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園、展望所などの公共空間から目立たないように配置などを工夫する。</li> </ul>
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 背景となる山の稜線等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのを避ける。</li> <li>・ 大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。</li> <li>・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下</li> <li>・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下</li> <li>・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下</li> </ul>
③ 開発行為		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 擁壁については、周囲の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</li> <li>■ 開発行為により生じた法面*等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</li> </ul>
④ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>
⑤ 土石の採取、木竹の伐採		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土石の採取地が、道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> <li>■ 周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。</li> <li>■ 行為終了後は、その周辺景観が良好に維持できるように植林等の緑化を講じる。</li> </ul>
⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> </ul>
⑦ 特定照明		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。</li> </ul>
⑧ その他		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周囲のまち並みや自然等との調和に配慮する。</li> </ul>

## 2. 届出の流れ

景観法に基づく届出の流れは、以下のとおりです。

国又は地方公共団体が行う行為については、「届出」に代わり「通知」が必要です。



## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関連)

### 1. 景観重要建造物の指定に関する事項

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえたうえで、所有者の意見を尊重し景観上重要な建築物、工作物を町長が指定します。景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は町長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

波佐見町では以下のような観点から選定及び指定します。

- 周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- 地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
- 地域の伝統的な様式を継承している建造物
- 波佐見町の観光名所となっている建造物
- 町民に親しまれ、愛されている建造物

※対象とならない重要建造物

- 重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定されているもの。

### 2. 景観重要樹木の指定に関する事項

景観重要樹木とは地域の景観上重要な樹木を所有者の意見を尊重し、町長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採、移植は町長の許可が必要となります。また、町長は管理の基準を定めて、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

波佐見町では、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを以下のような観点から選定及び指定します。

- 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- 地域のシンボルとなっているもの
- 樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- 町民に親しまれ、愛されているもの

※対象とならない重要樹木

- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定されているもの。

## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

### 1. 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、地域の景観に対して大きな影響を与えます。これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設を関係機関と協議のうえ、景観重要公共施設に指定します。

### 2. 景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下の通りです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④その他政令で定める公共施設

これらの公共施設の質を向上・改善を行うことで、良好な景観形成をめざします。

また、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるのと同時に、追加又は変更を要請することができます。

### 3. 指定の方針

下記の①～③に該当するものを景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②波佐見町の良好な自然景観や農地景観との調和が求められる公共施設
- ③波佐見町の特徴を活かした魅力ある景観形成が必要な公共施設



## 第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

良好な景観形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について次の通り基本方針を定めます。

- 屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とし、できる限り集約化を行うよう努めます。
- のぼり旗等の簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、周辺環境や建築物と調和したものとします。
- 必要最小限の規模にとどめ、山並みや周辺の景観から突出した印象をあたえないよう配慮します。
- 建築物、又は工作物に付随する場合は、当該建築物、又は工作物との調和を図ります。
- 文化財をはじめとする歴史的資源や景観重要建造物や樹木など、景観形成上重要な施設などの隣接地では、当該施設が有するイメージを損なわないよう、色彩、形態の工夫をし、周辺との調和するデザインとするよう努めます。また、当該施設などへの眺望を乱さないよう設置位置にも配慮します。

現在、波佐見町では屋外広告物に関する規制については、「長崎県屋外広告物条例」の適用をしており、今後、必要に応じて、波佐見町独自の広告物規制の条例制定をめざした取り組みを行います。

## 第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

本町には、農業集落と農地や山林により構成される、緑豊かな田園景観が長い年月を積み重ねて形成されてきました。こうした美しい田園景観は、本町固有の地勢や歴史、そこで暮らす人々の暮らしの中で形成されてきたものであり、波佐見の景観特性を語るうえで、非常に重要な意味を有しています。

こうした田園景観が広がるエリアは、本町の大部分を占めており、その景観の保全には、良好な営農環境の確保や集落の活力維持に向けた取り組みが重要となります。

そのため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います。



鬼木棚田まつりで製作されたかかし（平成25年）

## 第10章 景観形成のための実現化方策

### 1. 町民・事業者・町の役割

波佐見町の良好な景観形成を進めていくためには、町民・事業者・町の役割を明らかにし、それぞれ自主的な取り組みとともに、連携や協働により景観形成を進める必要があります。

#### ①町民の役割

- 自らが景観形成の主体であることを認識し、景観づくりへの関心と理解を深め、自主的に景観形成に努めます。一人一人の参加と継続的な活動が良好な景観の創出につながります。
- 協働による景観形成を進めて行くために、コミュニティとして地域レベルでの景観保全やNPO等の活動など、主体的、積極的に、地域への愛着をもって景観づくりに関わることが求められます。
- 町などが実施する景観形成に関する施策に、積極的に参加、協力します。

#### ②事業者の役割

- 事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えることを認識し、地域における景観形成に貢献し、また、地域の活動への参加、支援に努めます。
- 町などが実施する景観形成に関する施策に、積極的に参加、協力します。

#### ③町の役割

- 景観形成に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施します。
- 景観形成に関する町民・事業者等への意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- 公共施設等の整備を行う際は、良好な景観形成に努め、先導的な役割を担います。
- 良好な景観形成に関する施策の策定及び実施にあたり、町民、事業者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めます。
- 景観形成に関する取り組みへの支援や、情報提供を積極的に行います。

## 2. 推進方策

良好な景観形成を実現する取り組みとして、今後、以下のような具体的な施策や取り組みを行います。

### ①景観資産の保全と活用・PR等による地域活性化

- 地域住民に親しまれている景観資産の景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等の指定
- 景観特性に応じたゾーンや軸ごとの景観形成方針の実現
- 景観資源や景観形成等について町ホームページや広報、パンフレット等による情報発信
- 「陶農の里」として、波佐見焼と農業をタイアップした波佐見の魅力的な景観について観光客にPRするための情報発信

### ②農村景観の保全

- 土地利用の適切なコントロールによる農村景観の保全

### ③住民参加による景観保全と形成、地域住民による景観形成への支援

- 地域主体の景観形成を支援するための専門家の派遣
- 地域固有の景観構成要素の把握や意識啓発のためのワークショップ等のサポート

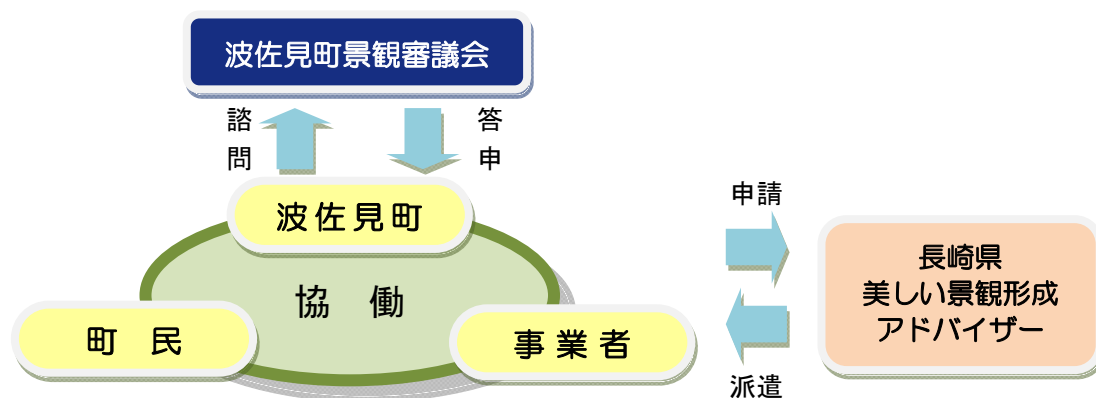
### ④特徴ある景観の保全

- 重点景観計画区域の指定、重要文化的景観\*の選定に向けた検討

### ⑤公共施設の景観デザインのルール検討

## 3. 推進体制

良好な景観形成を図るため、様々な関係者が参加し、波佐見町の景観を考え協議を行う場として、波佐見町景観条例に基づく「波佐見町景観審議会」を設立し、以下の体制により景観行政を推進します。



# 資料編

## 1. 用語の説明 (本文中に「\*」マークのついている用語の解説)

### 【あ行】

#### ●アクセス

接続・接近・近づく手段のこと。

#### ●屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

### 【か行】

#### ●開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。主として建築物の建築、又は特定工作物(屋根、柱、壁を有する一般的な建築物の概念に当てはまらない、コンクリートプラント、野球場、遊園地など)の建設のために行う、土地の区画形質の変更を行うこと。

#### ●景観行政団体

景観法に基づいた景観行政を担う主体。市町村は都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることができる。波佐見町は、平成24年3月31日に景観行政団体となった。

#### ●景観計画

景観法で規定され、都市や集落などの地域と、これらと一体となって景観を形成する地域における、良好な景観の形成にかかる総合的な計画を「景観計画」という。

#### ●景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の対象区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のための規制・誘導が行われる。波佐見町では町全域を景観計画区域としている。

#### ●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律(平成17年6月全面施行)。

都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる景観行政団体（市町村）は景観計画を策定するものとし、住民等は景観計画の提案をすることができる。波佐見町は平成24年4月に景観行政団体となっている。

### ●形態意匠

建築物や工作物などの形や色、模様等の外見のこと。

## 【さ行】

### ●再生可能エネルギー

法律で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

### ●彩度

色の「鮮やかさ」を表す属性のこと。

### ●重要文化的景観

文化財保護法では、文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義している。文化的景観の中でも、文化財としての価値から特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき、国が「重要文化的景観」として選定し、保存活用のために行われるさまざまな事業に対して支援する仕組みとなっている。

### ●色相

「色合い」を表す属性のこと。

### ●少子・高齢化

出生率の低下により子どもの数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子どもの割合が減り、65歳以上の高齢者の割合が高まること。

### ●条例

地方公共共同体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって、制定する法令のこと。

## 【た行】

### ●太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギーの利用の一形態。

## 【な行】

### ●登窯

傾斜地等を利用して、階段状にやきものを焼成する部屋が連なる窯。

### ●法面

土木工事で、切り土や盛り土によってつくられた傾斜地の斜面部分。

## 【は行】

### ●圃場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備することである。

### ●ハマ（はま）

やきものを焼成するときに焼歪みを防ぐための台座。ハマ（はま）

## 【ま行】

### ●マンセル表色系

1905年にアメリカのマンセル氏によって考案された色彩を正確に表すための尺度。色彩を「色相」、「彩度」、「明度」の3つの属性を組み合わせ、数値とアルファベットで表す。

### ●見附面積

建築物や工作物の各面を正面から見たときに見える面積(鉛直投影面積)をいう。

### ●明度

色の「明るさ」を表す属性のこと。



## 【や行】

### ●擁壁

崖や盛り土が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁状の構造物。

## 【ら行】

### ●稜線

山の峰から峰へ続く線。尾根。

## 【わ行】

### ●ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくため各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法をいう。

## 2. 波佐見町景観計画検討委員会 委員名簿

職名	氏名	役職
委員長	岡林 隆敏	長崎大学名誉教授
副委員長	山田 由香里	長崎総合科学大学准教授
委員	谷川 健一	県北振興局建築課課長
委員	松尾 忠彦	東彼商工会副会長
委員	中田 光彦	(有)石村建築設計事務所
委員	北村 清美	中尾郷自治会推薦者
委員	野添 元義	井石郷自治会推薦者
委員	平田 末雄	鬼木郷自治会推薦者
委員	一瀬 久幸	宿郷自治会推薦者
委員	松下 幸人	副町長
委員	中野 雄二	教育委員会文化財保護係長

### 3. 波佐見町景観計画 策定の経緯

日 付	内 容
平成 25 年 10 月	景観アンケート実施（1,500 名対象）
平成 25 年 12 月	自治会長アンケート実施
平成 25 年 12 月 19 日	第 1 回 波佐見町景観計画庁内検討会議
平成 26 年 1 月 17 日	第 2 回 波佐見町景観計画庁内検討会議
平成 26 年 2 月 26 日	第 1 回 波佐見町景観計画検討委員会
平成 26 年 6 月 10 日	庁内関係課ヒアリング
平成 26 年 6 月 23 日	第 3 回 波佐見町景観計画庁内検討会議
平成 26 年 7 月 8 日	第 2 回 波佐見町景観計画検討委員会
平成 26 年 9 月 11 日	第 4 回 波佐見町景観計画庁内検討会議
平成 26 年 10 月 23 日	第 3 回 波佐見町景観計画検討委員会
平成 26 年 10 月 25・26 日	景観形成啓発活動（景観ポスター展示・チラシ配布）
平成 26 年 11 月 4 日 ～12 月 3 日	意見募集（パブリック・コメント）実施
平成 27 年 1 月 8 日	波佐見町景観計画検討委員会へ報告（景観計画策定）



長崎県

波佐見町  
H A S A M I

人と心がかよいあう 陶器と緑のまち 波佐見